

平成21年 第3回(定例)高鍋町議会会議録(第3日)

平成21年9月17日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成21年9月17日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

(一般質問通告一覧表)

順位	質問者	質問事項 質問の要旨	質問の相手	備考
1	6番 大庭 隆昭	<p>1. 介護保険サービス要介護認定の見直しについて</p> <p>*わたしたちの介護保険制度、要介護認定の方法が10年目を迎え、調査項目が減り調査の判断基準も見直され公平性を高めることになり、判定を心配する声が聞かれます。不安を解消することが必要であると考え、次の要旨を問う。</p> <p>①要介護認定方法の変わるものは ②調査員の判断基準の変わるものは ③介護職の地位確保について ④主にどんな相談に対応しているか ⑤家族等による虐待問題は ⑥介護保険の(生活援助)について</p>	町長	
		<p>2. 高齢者グループホーム、スプリンクラー設置は万全か</p> <p>*平成19年6月消防法施行令が改正され、3年間の猶予期間が間近となりましたが整備の現状を伺います。</p> <p>①グループホーム施設数と入居者数は ②整備実態の把握状況は ③定期的な避難訓練実施指導は</p>	町長	

順位	質問者	質問事項 質問の要旨	質問の 相手	備考
2	13番 中村 末子	1. 安心・安全な食糧確保について ①高鍋の市場の状況について ②給食食材確保の状況 ③農業者支援と教育活動について	町 長 教育長 教育委員長	
		2. 農業後継者・新規農業者育成について ①宮崎、清武の農業後継者育成の予算及び概要の説明 ②休耕田や飼料作物などの耕作面積の比率 ③農協との協議内容はどこまで進んでいるのか ④マンゴーなど新しい作物、品種に対しての就農支援及び販売支援活動はどうなっているのか ⑤新規作物への変更で市場の動向調査について	町 長 農業委員会	
		3. 高鍋町の人材育成はどのような方向性をもっているのか ①団塊の世代退職による指導者育成はどこまで進んでいるのか ②高鍋町の働く住民との給与ギャップについての協議は行っているのか (人事院勧告とは別の問題として) ③職員の中でうつ病などによって仕事が困難と思われる職員に対してのケア状況はどうなっているのか ④自主的に仕事をこなすためには研修も必要と考えるが、どのような体制で行っているのか ⑤防災対応できる職員体制のマニュアルはあるのか	町 長 教育長	
		4. 非課税になっている宗教法人への固定資産税について ①高鍋町ではどのくらいの団体が登録され、その総面積と本来の課税金額は算出されているのか ②非課税になっている上位3箇所面積及び金額	町 長	

順位	質問者	質問事項の要旨	質問の相手	備考
3	10番 岩崎 信也	1. 西都児湯斎場について ①現状とその対策について ②今後の対応について	町 長	
		2. 国道10号線について ①自転車の安全について ②今後の整備計画について	町 長	
		3. 国民健康保険税について ①今後の見通しについて	町 長	
4	8番 矢野 友子	1. 災害時避難対策について *災害時要援護者リスト作成作業が6月議会で決定されたが、その後の進捗状況はどの様であろうか。又、リスト作成後の計画の詳細を伺う	町 長	
		2. 新型インフルエンザ対策について *懸念された新型インフルエンザの流行は現実なものとなった。一年前にも町の対策については質問したところだが、改めて現時点での発生時対策や感染防止対策の取り組みを伺う	町 長 教育長	
5	14番 春成 勇	1. 高鍋町内の公共工事について ①建設工事の設計及び管理について伺う ②建設工事の現状について伺う ③建設工事関連の随意契約について伺う	町 長	
		2. バス路線について ①木城線について伺う ②地域コミュニティバスについて伺う ③西都線の3路線について伺う	町 長	

出席議員（16名）

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
3番 池田 堯君	5番 水町 茂君
6番 大庭 隆昭君	7番 柏木 忠典君
8番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	12番 徳久 信義君
13番 中村 末子君	14番 春成 勇君
15番 永谷 政幸君	16番 時任 伸一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君 事務局補佐 野中 康弘君
 議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	………	小澤 浩一君	副町長	………	川野 文明君
教育長	………	萱嶋 稔君	教育委員長	………	児玉 安夫君
農業委員会会長	………	渡瀬 俊弘君	代表監査委員	………	黒木 輝幸君
総務課長	………	間 省二君	政策推進課長	………	森 弘道君
建設管理課長	………	曾我部義雄君	農業委員会事務局長	…	松木 成己君
産業振興課長	………	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	…	正崎 博君
町民生活課長	………	三浦 敏君	健康福祉課長	………	井上 敏郎君
税務課長	………	田中 義基君	上下水道課長	………	芥田 秀則君
教育総務課長	………	永友 吉人君	社会教育課長	………	東 啓三君

午前10時00分開議

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（後藤 隆夫） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付の通告一覧表の順番に従いまして発言を許します。

まず、6番、大庭隆昭議員の発言を許します。

○6番（大庭 隆昭君） おはようございます。2項目について質問を申し上げたいと思います。

まず1点でございますけれども、介護保険サービス要介護認定の見直しについてであります。

要介護認定の方法が10年目を迎え、大きく変わってまいりました。地域では介護の外部サービスを利用するのは恥ずかしいということと、そういう風潮があり、高齢者本人も家族以外の人を拒否するようなケースが見られてまいりました。今はそういう考え方が変わり、心のバリアフリー効果は大きく、介護保険があつて助かったという声もよく聞く現

状であります。

今回の認定の方法は、調査項目が減り、調査の判断基準も見直され、公平性を高めるのがねらいであるとのことですが、軽く判定されるのではないかと心配する声が聞かれます。制度の変更点をよく知ることが重要になり、見直しへの不安を解消することが必要であると考えまして、身体機能、生活機能、社会生活への適応に関する項目等についてお伺いをしてまいりたいと思います。

要旨について。1、要介護認定方法の変わるものは何か。2、調査員の判定基準の変わるものは何か。3、介護職の地位確保について。4、主にどんな相談に対応しているのか。5、家族等による虐待問題はないのか。6、介護保険の生活援助について。自席から質問をしてまいりたいと思います。

第2点でございますけれども、高齢者グループホーム、スプリンクラー設置は万全か。今回の改正消防法が施行令で認知症施設にスプリンクラー設置が義務づけられました。平成18年1月に、長崎県大村市の認知症グループホームで7人の高齢者が逃げおくれで亡くなった火災をきっかけに、平成19年6月に施行令が改正されました。3年間の猶予期間が間近となりましたものの、工事費用が高額になるため整備は進んでいない現状があると強い不安の声が聞かれます。

本町に認知症高齢者グループホームの設置があります。行政は社会的弱者の命を守ることを考えてほしいという指摘がございます。支援対策等の考え方についてお伺いをしたいと思います。1点が、グループホームの設置数と入居者数について。2、整備実態の把握状況について。3、定期的な避難訓練実施の指導状況について。自席において質問をしてまいりたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

まず、介護保険サービス要介護認定の見直しについてであります。平成21年4月から適用された介護認定方法の見直しは、1点目が、認定調査員の調査におけるばらつきを解消すること、2点目が、介護技術の進歩を取り入れ、最新の介護の手間を正確に反映させること、3点目が、特記事項の充実等により適切な要介護認定審査を行うということを主眼に、主に調査項目の見直し及び調査項目の記載方法の変更等が行われたところであります。

国は、本年4月に設置した要介護認定の見直しに係る検証、検討会において、この要介護認定等の方法の見直しの影響について検証いたしました。その結果、新たな認定方式では特に在宅や新規の申請者において非該当者及び軽度者の割合が増加していること、幾つかの項目において自治体間のばらつきが拡大していることが明らかになったところであります。

このため、厚生労働省では、従来の要介護度の分布とほぼ等しくすること及び自治体間のばらつきを減少させることを目的として調査項目に係る定義等の修正を行いました。そ

ここで、認定調査員テキスト及び介護認定調査会テキストが修正され、本年10月1日から以降の申請分から適用されることとなったところであります。

次に、高齢者グループホームについてであります。現在、町内には4つのグループホームがあり、どの施設も定員である9名の方が入所されております。

次に、整備実態の把握状況及び定期的な避難訓練実施についてであります。市町村は介護保険法の規定により、事業者等を指導することとされておりますので、その規定に基づき、施設の整備実態を把握しております。また、避難訓練については、各施設ごとに夜間を想定したものや地域の消防団の協力を得て定期的実施されております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 1点の介護保険サービス要介護認定の見直しについて、町長の答弁のとおり、厚労省は本年の4月、調査項目を減らした上で調査員の判断基準も変更してまいりました。介護関係者から、要介護度が低くなるとの指摘がありまして、10月に大幅見直し、判断基準を修正する方針を決め、現場での混乱がこれ以上起きないように修正すると発表しております。

次に、質問要旨について質問をしたいと思います。

まず、要介護認定方法の変わるものは何なのか、お伺いをいたします。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） お答えいたします。

現在と申しますか、平成21年3月までの82項目の調査項目から74項目に、14項目が削減をされたというふうになっておりますが、内容につきましては、できるだけ生活実態、それから介護の状況、これを正確に反映させるようにという内容のもとに、平成21年の4月に認定方法の改正が行われたところでございます。

申請者の状況がさまざまございまして、基本調査の定義にうまく当てはまらない場合とか、常時介護をされていない場合の基本調査の選択などにつきましては慎重な判断が認定調査員に求められております。選択に迷う場合、それから明らかに介護が不足していると考えられる場合につきましては、特記事項という欄に記載をしながら介護認定調査会の判断を仰ぐ材料として提出をする。そこで、適切な対処方法がとられてきていったというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 今回、再編された項目の中で、調査結果に影響をどのように与えたかということでお尋ねしたわけなんですけれども、御答弁がございましたように、申請者の心身の状況はさまざまであると思います。そういった点から、項目だけの問題ではないと私も考えております。

次に、今回の見直しで反対に、逆に6項目が加えられました。認定が厳しくなってよくないとよく耳にするところでございます。そういう点についてお伺いをいたします。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 平成21年の4月の見直しによりまして、先ほど申しましたように14項目が削除されて、新たに別の6項目が加えられるということになりました。追加された6項目につきましては、例えばひとり言、それからひとり笑いがあるとか、自分勝手に行動するなどが6項目に当たっております。

この調査が、簡単な、チェックを入れるという整理の仕方でもってこれまで調査をされてきたわけですけれども、10月からの見直しで、実際に行われている介助が不適切な場合はその理由を特記事項に記載した上で適切な介助を選択するということになりまして、そういう変更内容でございました。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 今答弁がありましたように、問題点はいろいろとあると思います。次に、今回の見直しの問題点をお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 今回の見直しの問題点と申しますと、要介護、介護を要する方の生活実態が正確には反映されていないということがまず1点。それによりまして結果的に介護サービスが正確に実施されていない状況になってきたというのが大きな問題点だろうと思います。

この改正につきましては、各業界・団体からも問題視する声が出されまして、スタート早々、旧基準を継続する。平成21年の3月以前の基準を継続するという措置が設けられるなど、厚生労働省が利用者や現場に意見を求めてこなかったことがこういう相次ぐ改正につながってきたのではないかなというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 御答弁のとおりだと思います。厚労省は地方の意見も聞かないで、説明もしないような今回の改正だったと聞いておりますけれども、やはり現場の立場を制度化していただくということが、これは利用者の望みであると思いますので、そういう方向でお願いを申し上げたいと思います。

次に、2点目でございますけれども、調査員の判定基準の変わるものは何であるかをお伺いしたいと思います。

まず、新基準は、迷いやばらまきを防ぐため、事実のみに着目したように聞きますが、判定が軽くなったのではないかという問題がありますので、その辺を伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 先ほど申し上げましたように、平成21年の4月の時点での認定調査項目や調査表でございますけれども、このうち、ばらつきが拡大した項目、それから質問、要望等が多く寄せられた項目等について、中央のほうの審議会で検証、それから検討された結果、21年の10月に改めて再修正を加えた制度改正、調査内容の改正が行われております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番(大庭 隆昭君) 御答弁のとおりです。また10月に、4月改正してまた10月改正です。そういうような再修正が行われるというふうに伺っております。

2点目といたしまして、調査員ごとに判断が異なることがあるのではないかとということについて伺いたいと思います。

○議長(後藤 隆夫) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(井上 敏郎君) 調査員ごとに判断が異なるのではないかとということでございますけれども、要介護認定につきましては、全国一律の基準に基づいて公正に行われることが重要でありますし、高鍋町におきましてはそのように現在進めているところでございます。

調査員は、持ち帰った調査を1人で判断をせずに、内部で十分協議をして審査会にかけるといふ態勢をとっておりますので、それから新基準につきましては、今回研修会がブロック別実施をされておりますので、以前のようなばらつきというのが解消されてきたものというふうに考えております。

○議長(後藤 隆夫) 6番、大庭隆昭議員。

○6番(大庭 隆昭君) 答弁のとおり、本人の状況をより詳しく、今までどおりにそういう情報を審査会に提出をしていただくというふうをお願いをしておきたいと思います。

次に、今回の介護認定が見直されたことで、これまでより軽く判定されて利用できるサービスが限定されるのではないかと、そういうことなどが、妥当性が問われているようでございますけれども、そういった利用者がおられるかどうかお伺いいたします。

○議長(後藤 隆夫) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(井上 敏郎君) 4月改正につきましては経過措置が設けられておまして、新基準に基づいて認定調査を行った結果、軽く要介護度が出たという場合には、従前の介護度を選択できる。つまり、軽くなったり重くなったりする人が以前の要介護度を、どちらかを選択できるという制度になっております。そのことによってサービスが制限されて困ったというケースについては、高鍋町では報告がなされておられませんので、なかったというふうに考えております。

○議長(後藤 隆夫) 6番、大庭隆昭議員。

○6番(大庭 隆昭君) 今答弁のとおり、幸いと申しますか、高鍋町にはそういうケースはなかったということで安心をしておるところでございます。

次に、特別な経過措置、只今言われましたけれども、そういう措置がとられると伺いましたけれども、その対処はどんな措置であったかをお尋ねしたいと思います。

○議長(後藤 隆夫) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(井上 敏郎君) 先ほどの答弁と重複したような形になりますけれども、従前の介護度が今回の改正後の介護度と違った場合に、本人、家族、それからサービスの量、そういうものを勘案して、御家族から申し出があった場合には、介護度をもとに戻すなどの選択ができるということになっております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 御答弁のとおりだと思いますけれども、厚労省は今回の改正保険制度は要介護度が高くなるということを認めたわけですね。そういうことで10月に大幅な見直しをすると。それが今度行われる10月の改正が要介護者に適合するものかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 今回の10月の改正につきましては、先ほど申しましたように、各団体、それから現場の声等を中央のほうで踏まえて、検証の結果、見直しに踏み切ったわけですが、これにつきましては調査員、それから認定員、現場関係者に十分な周知の期間と場を設けて徹底を図るということにしております。今後、利用者の皆さん方に不信感を与えないような形で介護認定審査会の判断を仰ぎながら公正に行っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 答弁がありましたように、74項目のうちの43項目の判定基準を修正するというようです。大がかりな方針が現在示されておるわけです。公正に行うことが一番大切でございますので、そのようにお願いをしておきたいと思います。

次に、3点目でございますけど、介護職の地位確保についてでございます。

介護職は医療職に比べて歴史が浅く、職業的地位が確立されていないため、身分や待遇が不安定で、定職できない環境にあるため、退職するものが多いと聞いております。住みなれた地域でいつまでも安心して暮らすためには、今後改善すべき課題であるのではないかと考えております。社会保障の支え手の支援をどのように考えておられるか、次の項目について伺いたいと思います。

まず、介護保険サービスを提供する人材の確保として介護保険制度の円滑な運営のためには専門職の地位確保が大変重要と思います。要介護認定にかかわるケアマネージャーは確立されているかお伺いをします。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 要介護認定等に係るケアマネージャー等が確保されているかどうかということのお尋ねでございますが、御案内のとおり介護従事者の離職率は依然として高うございまして、人材確保が困難な状況にあります。これを改善しながら質の高いサービスを安定的に供給するためには、介護職員のキャリアに着目した評価をしなければいけないというふうに考えております。

国の雇用対策で、介護は最大の重点分野となりまして、緊急人材育成、それから就職支援資金などの政策を設けておりまして、将来を見据えた介護人材への支援を今後も高鍋町としても行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） そのように期待をしておきたいと思います。

2点目に、今回の認定の方法、判断基準の見直しなどがありましたが、ケアマネージャー、ベッドリーダーを育成するなど、資質の向上に対する方策を講じられておるのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） ケアマネジメントリーダーの育成についての御質問でございましたが、今回、10月の改正見直しにつきましては、各ブロック、九州ブロック、近畿ブロックというブロックでございますけれども、そこで研修会が行われております。それから、県の社会福祉協議会の人材研修センター等でも県内規模で研修等が実施をされております。専門性の高い仕事内容でございますので、今後も能力向上の促進に努めてまいりますし、研修等にも積極的に参加をして、きちっとした認定作業に資したいというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 今回は、毎回ですけれども、制度の改正が非常に修正が多いわけですね。なれたかと思うとまた修正があると。そういう状況の中で、専門性が高いと私も考えておりますので、大変だと思いますけれども、御指導のほどよろしくお願いをしておきたいと思っております。

次に、ホームヘルパー職員の確保はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） ホームヘルパー職員の確保についてでございますけれども、幾つかある事業所に問い合わせをしておりますし、報告も上がってくるんですけれども、利用できるサービスにつきましてはホームヘルプサービスにかかわらず確保ができていくというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） できているというような答弁でございますので、今後も確保等に努めていただきたいと思います。

次に、介護保険サービス事業に係る現状の課題は何かということでお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 現状の課題でございますけれども、認定制度が4月に変わり10月に変わってまいりましたので、まずここに対応できる資質をいち早く持つことがまず重要でございますが、それに伴って介護サービスの適正な供給、これがまず第一義だというふうに思います。そのためには、ケアマネージャー等の介護計画等の作成についてのレベルアップ、それも当然必要になってまいります。それから、介護保険の被保険者や利用者の負担をできるだけ少なくするような方策を考えなければならないと思っておりますけれども、今後も高齢化がさらに進行してまいりますし、介護をめぐる環境変化などを踏まえて、利用者の希望に合ったサービス提供、それから保険料負担を検討、考えていかなければ

ればならないというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 大変だと思いますけれども、頑張ってくださいと思います。

次に、主にどんな相談に対して対応してきたかをお伺いしたいと思います。介護保険サービス事業に係る相談が多いと思いますが、その対応や支援の実態をお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） お答えします。

高齢者に対する相談につきましては、介護利用サービス、それから施設入所に関することと、本人や家族の皆さん方から電話、それから来庁にてさまざまな相談内容がございます。それを第一義的に受けていくのは地域包括支援センターがほぼ受けております。中には健康福祉課の窓口においでになれる方もいらっしゃいますが、私どもとしては、いずれにしても利用者の皆さん方の不安を取り除くということで、関係機関と連携をしながら対応していくと、現在も対応しているというところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 対応していただいておりますということで、件数も相当あると伺っておりますので、関係者の皆さんはそういうものを頼りにしておりますので、よろしくお願いをしておきたいと思っております。

次に、5点目でございますけれども、家族等による虐待問題についてであります。

家族等による虐待問題が表面化し、高齢者虐待防止法の制定につながった経緯がございます。その実態と防止策について、次の点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点ですけれども、虐待防止連絡会の実情と防止策についてお伺いをいたします。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 虐待防止連絡会の件につきましてでございますけれども、高鍋町には虐待防止連絡会は設置をいたしておりません。周りの方からの通報とか施設からの連絡、そういうものがあつた場合には、まず実態をお聞きします。それで、もう少し高鍋町だけでなく関係機関の協力が必要だという場合には、例えば警察署、それから保健所、社会福祉協議会などの関係機関にお集まりをいただいてケース検討会議も行っております、が現状でございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 次に、虐待と認められる事件の実態と課題は何かをお伺いいたします。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 防止策等につきましては、包括支援センター等を中心にしながら、まず相談、実態把握に努めております。ここ1年につきましては、1年間はそういう虐待に当たるという案件は発生してございません。

ただ、これもなかなか放置、介護放棄されているのが家族の人しかわからないわけで、例えば隣近所の方が、放棄をしているというのがなかなか見受けられない。包括支援センターが行って発見する場合もあるんですけども、そういう場合には先ほど申しましたような関係機関等の連携によって対処してまいっておりますが、ここ1年間はそういう事例は発生しておりません。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 幸い本町では実態がないという答弁でございます。

高齢者虐待防止法では、御存じのとおり生命や身体に危険が生じているケースでは、発見者に市町村への通報義務が課せられております。市町村には立ち入り調査の権限が今回与えられたと聞いております。県内の実態をちょっと触れてみたいんですけど、平成20年度の虐待と認められる件数が114件発生しております。その内容を見ますと、やはり経済的な虐待ということで、高齢者虐待の約3割に当たる36件が発生をしております。そういう状況にあるということでございます。年々ふえておることが報道されております。

それから、連合会の問題で、県のほうは平成17年に高齢者虐待防止連絡会を設立をして、毎年会を開いておるといふふうに聞いております。それから、先日、21年9月の15日ですから、県の弁護士会、それから県の社会福祉会が2人でペアを組んで結成をされた。これは自治体からの契約派遣制度ということらしいんですけども、法律の知識をアドバイスするというのが目的であるといふふうに述べられております。虐待の種類も大きく分けると5つあるということですけども、時間等の関係がありますので省略したいと思います。

次に、介護保険の生活援助についてお伺いをいたします。

まず、生活援助の利用できる・できない等の問題で、解釈が自治体でばらばらという実態と聞いております。どのような対応をされておるかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 介護保険の生活援助についてのお尋ねでございますけれども、これにつきましては日常生活に支障が生じないように行われる調理、それから洗濯、掃除等がサービス内容でございますけれども、このサービスを受けられますのは、要介護者がひとり暮らしまたは同居家族が障害、それから疾病のためにこれらの家事を行うことが困難な場合となっております。高鍋町では、法令に基づく適切なケアプランを行ってございまして、個々の利用者に応じて具体的に判断をいたしております、が現状でございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 御答弁のとおり、本町の場合、基準どおり解釈をされて、認めて援助しておるといふ答弁でございますので、よろしくお願いをしておきたいと思います。

次に、ケアマネージャーなど、判断するためのマニュアルは作成されておるかどうかわかるといふことをお伺いいたします。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） お答えいたします。

ケアマネージャーが判断するマニュアルでございますけれども、これについては特段ございません。法令に基づきながら、何に困っているのか、それから家族構成、障害の状況などを調査した上で、状態の改善が図られるように実態に応じた対応を行っているというところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 作成されていないということでございますけれども、現場の声を受けて、判断基準をわかりやすく示そうということでケアマネージャーなどが一緒に解決策を考えることが大切であるということで、マニュアルを作成をされている自治体があると聞いておりますので、その辺もよろしく願いをしておきたいと思えます。

要介護認定の見直しについて詳細に答弁をいただきましてありがとうございます。厚生労働省は、制度の根幹にかかわる見直しであったにもかかわらず、説明不足、たび重なる修正を招き、制度への信頼を損なってきた責任は、私は大きいと思えます。利用者、関係機関に対して早急に信頼回復に努めるようお願いして、介護保険の質問を終わります。

次に、2点目でございますけれども、高齢者グループホーム、スプリンクラー設置は万全なのかについて、町長のほうから答弁をいただきましたが、幸い、今回補正で上がっております。そういうことで、やはり国もそういう事件が発生しておりますので、そういう補助金をつくってそういうスプリンクラー設置に努めておるといような状況だと思えます。大いにやってほしいと思えます。

では、要旨について伺いますけれども、まず、グループホーム設置数と入居者数について、先ほど答弁の中にもあったと思えますけれども、身体障害者で車いすを利用されておられる方がおられるかどうか伺いたしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） グループホームの入所者で車いすを使っておられる方の人数でございますけれども、グループホームの入居者は、4箇所です。36名入所されておりますが、そのうち車いすを使っておられるのが16名ということでございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 36名中16名と、50%近くおられるという状況ということで。そういうことがありますので、やはり、あと2園についてもそういった設置をしていただきたいと思います。

それで、町外施設利用者が多いというふうに私は聞いておるわけなんですけれども、町外利用者がどのくらいおられるか伺いたしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） グループホームの町外利用者の数でございますけれども、新富町へ2名、それから、木城町に1名、川南町に3名、都農町はありません。そのほか

西都市に1名、日向市に1名ということになっております。

高鍋町が町外の方を受け入れているのが、4施設で6名ということになっております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） ありがとうございます。

それでは、今後のサービス料の見込みについてお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） グループホームのサービス料の見込みでございますが、21年度から3年間の第4期事業計画の策定をいたしまして、その中で、1ユニット、1ユニットは定員9名でございますけれども、この9名のベット数の計画値を上げております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 2点目でございますけれども、整備実態の把握状況についてお伺いをしたいと思いますのですけれども、全国の事業所の設置の状況を見ますと、スプリンクラーや屋内の消火栓を備えておるのは約2割ということが、これは20年の1月の調査ですけれども、そういうふうに出ているわけなのですけれども、そういった実態についてお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 平成16年の6月の消防法施行令の改正によりまして、グループホームなどの小規模な社会福祉施設の防火体制に関する整備についての改正が行なわれておりまして、町内の福祉施設では、6施設がスプリンクラー設置義務というふうになっております。既に面積要件によりまして特別養護老人ホーム等には設置を既に済んでいるというところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 今回補正予算にも上がっておりますように、国の補助がついたということですので、そこ辺の実態も調査していただいて、設置に向けて努力をしていただきたいというふうに思います。

今答弁もございましたと思うのですが、施設の面積に変わらず義務づけられておると私聞いておったのですけれども、その辺のことをお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 今回の施行令改正につきましては、面積要件が出ております。小規模の高齢者の福祉施設につきましては、スプリンクラー設置が義務づけられたのは275平米以上1,000平米未満ということでございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 先ほど答弁があったようですけれども、グループホームが4施設あると、そのうちの2施設が面積の要件に満たしておると、2箇所満たしていないということになると思うのですけれども、消火器とか自動火災報知設備、消防へつながる火災通

報装置の設置、そういうものは施設面積にかかわらず義務づけられておるといふふうに思っておりますが、その辺も指導をよろしく願いをしておきたいと思っております。

次に、定期的な避難訓練実施や指導はどのように行われておるか、これも町長のほうから答弁がありましたけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 定期的な避難訓練等の実施ということでございますが、今回の消防法施行令の改正によりまして、例えば消防計画の作成等については——と申しますか、今度の消防法改正でもって10人以上の施設、グループホームにつきましては定員9名で9名が入所されるのですけれども、それ以外に常時従事する職員、今1名以上ということになっていますから10人。その10人以上が今度の法改正の対象施設になるわけでございますけれども。

例えば、自動火災報知設備、これにつきましては、延べ面積が、改正前は300平米以上の施設でございましたが、改正後はすべての施設で自動火災報知設備をつけなければならない。

それから、防火管理者を設置しなければならないということになりました。防火管理者の仕事の中に、避難訓練の内容を記載しなさいというものがございます。ですから、避難訓練につきましても防火管理者の設置と同様に義務づけられております。これにつきましては、東児湯消防組合等が立入等を行って内容を検証するというようになっております。

その改正以前からもグループホームにつきましては避難訓練は実施されておまして、2カ月に一遍、各グループホームが運営推進会議を実施しますが、これにも介護保険の係の担当が出席をいたしまして、避難訓練の状況等についても報告を受けておりますので、現在のところ定期的に実施をされておるといふふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 訓練を通常行っていない場合、これは消防署がそう発表しておるわけなのですけれども、避難するのに20分以上かかる場合が珍しくないというふうに報道されておりますけれども、やはり常に訓練することがいかに大切であるかということがよくわかると思うのです。

その辺を、事故の発生してからでは、これは遅いわけですから、発生する前にその辺をよく利用していただきたいと思っております。

それから、先ほどちょっと時間がなかったので申し上げていなかったのですが、高齢者の虐待防止法の中で大きく5つ区別をされておると、1番目が身体的な虐待、それから、2番目がネグレクト、世話の放棄、それから、3番目が暴言などによる心理的な虐待と、それから、4番目が性的虐待、5番目が財産を不当に処分する経済的な虐待という5つの区分ができるというふうに報じられておりますし。

その中でも、やはり日本の家庭は非常に虐待が多いと、そういった家のつくりと申しますか、そういったことなどが上げられておるといふことも言われておりますし、法律がで

きてそういった認識も高まっておるといことも言われておりますので、やはり、そういった一定の歯どめがかかるようなことをひとつ、さっきマニュアルの問題申し上げましたけれども、そういったマニュアル等も考えていただいて、家庭に訪問されたとき、介護なんかのときに、そういうことを見受けられることもあるのじゃないかというふうに思いますが、その辺をよろしく願いをしておきたいと思えます。

グループホームは、少人数で職員と共同生活を送る住居で、家庭的な雰囲気与生活歴などに応じた個別のケアが行われておると、そういう施設である。利用者の安全確保に役立つ設備に十分に力を入れていただくよう要望をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、大庭隆昭議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。10分から再開をいたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（後藤 隆夫） 次に、13番、中村末子議員の質問を許します。

○13番（中村 末子君） 日本共産党の中村末子が登壇しての質問を行います。通告に従い4項目についての質問を行います。

世の中は、小泉首相のときに竹中平蔵氏とつくった金融緩和や規制緩和策による自由主義経済のもとで、金持ちはますます金持ちになってきました。消費税が導入され、累進課税は見直し、大企業への法人税を少なくするなど、格差社会の状況をつくり、その仕組みが株式投資者への減税措置など、平民には関係のない状況がつくり出されました。

若者の雇用形態の大きな変化に伴い、どうかしてほしいとの国民の思いは、衆議院選挙で政権交代を求めました。

また、自由主義経済の流れは、農業者への自由競争原理をも持ち出してきました。しかし、その結果、農業者は、今の農産物価格がよければ農協などへの出荷は控える傾向が強くと見られています。また、そのことは、安心・安全な農産物の供給にも重大な時期を迎えようとしています。

そこで、お伺いします。児湯青果市場への農業者への出荷状況はどのように変化をしているのか。また、地域商店街の取引状況はどのように変化しているのか調査をされているのでしょうか。毎日出荷する葉物野菜生産者からは、特に児湯青果市場の市場価格及び取引高によっては運営がどうなるのか大変心配をされています。

また、その食材は学校給食へ納入されているのでしょうか。あわせて学校給食の食材に関しても、どのような基準点を持っているのか、あわせて答弁をお願いいたします。

農家の方が給食の食材を生産する過程について、給食を食べている子供たちは知ってい

るのでしょうか。また、その生産にかかわっているのでしょうか。私たちが中学校時代までは、学校の田畑、山林があり、お米などの生産にも参加してきましたので、現在はどうかお伺いします。安心・安全な給食食材確保などを図るためにも、農業者への支援制度が必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、農業後継者、新規農業者育成についてお伺いします。

宮崎、清武では、後継者育成、新規農業者への助成を行い、農業支援を行っているようですが、どのような制度で、なぜ高鍋、いわゆる児湯農協管内で実現しないのかお伺いします。

作物が何も植えられず、荒れている休耕田、飼料作物などを植えている田畑の耕作面積の比率を調査されているのか。また、どのような状況が利用配分には適用しているのかお伺いしたいと思います。

マンゴーなどへの新しい作物、品種に対しての就農、販売体制はどうなっているのか。新規作物へ移行したために、旧作物減少等での市場動向調査はどうなっているのかお伺いします。

次に、高鍋町の人材育成はどうなっているのかお伺いします。

私は、議員になってここ十数年来変化してきた事柄がございます。議員になった当時は、例規集を議場に持ち込み、条例に照らした財政運営がしっかりとなされているのがお互いに確認でき、研さんをしてまいりました。しかし、今ではどなたも例規集を持ち込まれる方はいらっしゃいません。

国や地方自治体は法律をもとに財政運営をしています。よって、地方自治法などの法令はいつも頭の片隅に置いておく必要があります。人材育成の第1番目は、まずここから始まると言っても過言ではございません。例規集などの法令などの研修、どのように行っているのかお伺いします。

また、高鍋町内で働いている方々から、職員給与は高過ぎるのではないかと、民間が低くなれば当然低くなっても仕方がないと考えるがとの意見があります。ボーナスや退職金などへのもらい過ぎではないかと批判も、議員も含め甘んじて受けなければなりません。地域の平均給与実態はどのように把握されているのかお伺いします。

職員の中には、進んできたパソコンなどへの対応が難しく、悩んでいる人が非常に多くなっていると聞いていますが、実態はどのようになっているのでしょうか。また、そのケア状況はどうなっているのかお伺いします。

あらゆる住民要求に対応できる職員の研修も必要と考えますが、どのようなカリキュラムで行っているのかお伺いします。ここ数年、地震が各地で頻発しています。しかし、大きな地震ではないために安心しておりますけれども、いざというときの職員教育は進んでいるのか、防災体制はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

最後に、宗教法人の固定資産税非課税について、どのくらいの団体登録があり、その総面積と本来の課税金額はどのくらいか、非課税されている上位3箇所の面積及び金額を答

弁していただきたい。

以上で、登壇しての質問は終了し、あとは発言者席にてお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

まず、安心・安全な食糧確保についてであります。児湯青果地方卸売市場の状況については、地方卸売市場の管理監督権限は、卸売市場法により都道府県知事となっております。

また、地方卸売市場において取り扱う生鮮食料品等についての事業報告及び毎月の市況につきましては、宮崎県条例であります卸売市場法施行条例に規定されており、児湯青果地方卸売市場から報告がありますので、町といたしましては、その報告書を宮崎県知事に進達しているところであります。

その報告書によりますと、平成18年度から平成20年度の売上推移につきましては、平成18年度9億4,110万円、平成19年度8億7,953万円、平成20年度9億1,450万円であり、多少の増減はあるものの、横ばいの状況で推移しております。

また、この売り上げの平均を1カ月の営業日数を25日として換算し計算しますと、1日当たりの売り上げは約300万円という状況であります。

地域商店街の取引状況であります。市場全体の報告書は提出されているものの、個々の商店についての取引状況につきましては情報がありませんので、把握できない状況であります。

次に、農業者への支援についてであります。認定農業者協議会やSAP会議等に対し、継続的に支援を行うとともに、新規就農者の定着促進を目指し、新規就農に伴う施設設置や機械購入等への支援を行っているところであります。

また、農業に関する教育活動として、みやざきモデル食育地産地消推進事業を、めいりんの里体験農園において実施し、地域住民や保育園の園児、学童等を対象に、食育推進と地産地消への取り組みを推進することとしております。

なお、現在、JA児湯管内において、学校給食への地場農産物の利用拡大を促進するため、地域協議会設立の準備を進めているところであります。

次に、農業後継者・新規農業者育成についてであります。宮崎市、清武町の後継者育成、新規農業者育成については、宮崎市ではSAP活動支援事業、※JA支出型農業生産法人研修支援事業、新規就農者経営安定支援事業の3事業が農業後継者育成に関する予算となっております。

SAP活動支援事業は、SAP会議の体制強化や組織運営に要する費用への助成で、※JA支出型農業生産法人研修支援事業は、JA宮崎中央が行う新規就農者等への研修事業に要する経費への助成であります。

また、新規就農者経営安定支援事業は、農地等賃借料及び農業機械導入等に対する助成であります。

※後段に訂正あり

清武町については、SAP会議へ体制強化等に対する費用として、認定農業者協会へ、農業振興の核となる農業リーダーを育成し、その組織化を支援する費用としてそれぞれ助成しております。

また、宮崎市が実施している※JA支出型農業生産法人研修支援事業と同様の事業を実施するための費用を助成しております。

次に、休耕田や飼料作物などの耕作面積の比率につきましては、平成21年高鍋町水田協会の作付状況調査の結果によると、作付していない保全調整水田等を休耕田としてとらえますと、水田面積の11%、※食糧作物につきましては13%となっております。

次に、農協との協議内容についてであります。高鍋町、新富町、木城町を区域とし、JA児湯内に事務局を置く児湯地域担い手育成総合支援協議会で新規就農定着促進事業を始め、新規就農者等に対する支援について協議を行い、事業実施を計画しているところであります。

次に、マンゴーなど新しい作物、品種に対しての就農支援についてであります。花卉、果樹それぞれで、県の事業である※みやざきブランド産地化条例整備事業により支援を行っております。

また、販売支援につきましては、みやざきブランド推進協会を通じて、都心のスーパー等において宮崎フェア等を開催し、農協生産部会が対面販売等を行っているところであります。

次に、新規作物への変更に伴う市場の動向調査については、宮崎県の東京事務所及び大阪事務所において情報収集が行われております。

また、宮崎県経済連においては、東京大田市場、大阪中央市場に事務所を設置され、その情報を県内産地へ伝達していただいているところであります。

次に、高鍋町の人材育成の方向性についてであります。まず、団塊の世代退職による指導者育成については、昨年度、定年等により16名の退職がありました。今年度も定年退職や早期退職により多くの退職者が出る見込みとなっております。

人材育成については、高鍋町人材育成方針を平成17年に策定し、それに基づき職員の意識改革と資質向上に取り組んでいるところであります。

例規集などの法令の研修についてであります。職務ごとに行う専門的研修や市町村職員研修センターが行う地方公務員法セミナー、行政法セミナー及び民法セミナーなど、各種法令の研修に参加させております。

次に、高鍋町の働く住民との給与ギャップについての協議は行っているのかについてであります。高鍋町の民間の給与の具体的な数値は持ち合わせておりませんが、比較する業種によっては格差があると考えております。

これから少数精鋭で行政を推し進めていくためには、民間との給与を全国的に比較した人事院勧告を尊重することにより、類似団体とも均衡がとれ、よき人材が確保できるものと考えております。

※後段に訂正あり

なお、これからの厳しい状況によっては、職員に痛みを伴う決断をしなくてはならない時期が来ることもあろうかと考えております。

次に、うつ病などの職員に対するケア状況についてであります。今年度は行財政改革大綱に基づき、職場の組織機構見直しや学校給食調理部門の民間委託などで、調理員や保育職員を一般行政職に職種がえを行ったところであります。

これらの職員につきましては、パソコンに不慣れのため苦勞をしているようではありますが、自己研鑽も行っており、また、職場としてもパソコンの研修会を実施するなど、職場全体でサポートしている状況であります。

次に、自主的に仕事をこなすための研修体制についてであります。市町村職員研修センターが行っている能力開発研修、専門分野の研修への積極的参加を促し、今年度は研修生自らが課題を見つけて研究を行う政策課題研究に3名を参加させております。

また、庁内で行う自主的に研修するグループの育成支援を行っているところであります。

このような研修により、職員が自主的に仕事をこなすことができる職員となるよう期待しているものであります。

次に、防災対応できる職員体制のマニュアルについてであります。災害時または災害の恐れがある場合、職員は地域防災計画に基づき対応をし、行動をすることとしております。そのため、災害初動体制行動マニュアルを作成しており、風水害や地震の場合など、それぞれの災害のケースに応じた配備基準を定めているところであります。

また、年に数回、情報伝達訓練や参集訓練及び研修を実施しております。

次に、固定資産税を非課税としている宗教法人についてであります。高鍋町では現在46件の団体の固定資産税が非課税となっております。その土地の総面積は17万865平方メートルとなっておりますが、その本来の課税金額については、課税計算自体を行っておりませんので算出できないところであります。

家屋についても、そもそも境内建物すべてのデータは入手しておりませんので、積み上げ結果も課税計算による合計金額も算出していないところであります。

次に、非課税となっている上位3箇所の土地の面積及び金額についてであります。課税金額については、先ほど申し上げましたとおり算出しておりませんが、簡易的な課税額を手計算で算出した金額によりますと、面積の上位からある神社の土地4万4,542平方メートルで1万8,100円。

次に、別な神社の土地1万3,459平方メートルで132万5,300円。次に、あるお寺の土地1万3,449平方メートルで11万100円の順となっております。

済みません。訂正をお願いいたします。

J A出資型を支出型と言ったそうですので、訂正をお願いいたします。3箇所ぐらいあります。

それから、飼料を食糧と言ったそうです。「飼料」と直していただきたいと思います。

みやざきブランド産地化条件です。「条例」と申したそうです。「条件整備」に直して

いただきたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 教育委員長。

○教育委員長（児玉 安夫君） お答えいたします。

給食の食材の購入につきましては、管理栄養士等の栄養職員が協議の上、前月に作成した献立に基づき、安全かつ良質で、栄養的にもバランスのとれた材料を適切な価格で安定的に入手することを基本に考えております。このため、検査機材や人材のそろった財団法人宮崎県学校給食会を主に利用しております。

加えて、この法人が宮崎県経済連を初めとする各種団体や生産者とも協議しながら、宮崎全県を一つの地場と位置づけて、地産地消に取り組んでいるということもその理由でございます。

一方で、生肉や調味料、青果物や一部の冷凍諸品などは地元業者から購入しておりますが、特に市場等の指定はいたしておりません。

教育委員会といたしましては、食育の観点からも、子供たちに地元の農畜産物を通して、ふるさとのよさや勤労の尊さを感じてもらうために、できるだけ高鍋町内や近郷近在の食材を求めたいという思いもございます。

主食の米につきましては、平成20年度から宮崎県学校給食会と同等以上の厳しい条件を付して、高鍋町産米を導入しております。環境省が提唱しますフードマイレージを減らすためにも、また、何より新鮮、安心な食材を求めることは、結果として子供たちの健康に大いに寄与するものであることから、関係各位の御協力をいただきながら、今後も地場食材の使用に努めたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） お答えいたします。

現在、学校では子供たちの農業に関する体験活動はどのように行われているかとお尋ねでございます。学校では、社会科において子供たちに地域の農業に関する特色ある事象を通して地域の特色をとらえさせております。

技術家庭科では、育てたい生物の育成計画を立て、植物の栽培、または、動物の飼育ができるよう体験的に学習を進めております。また、地域の食材を生かすなどの調理実習を通して、地域の食文化について理解させ、地域の食材を活かした調理が工夫できるよう指導をいたしております。

生活科では、植物の栽培や動物の飼育活動を行っておりますし、また、総合的な学習の時間では、農業体験学習を取り上げておまして、小学校ではサツマイモ、ミニトマト、大豆、ダイコンの栽培、米づくりなどの農業体験学習を、中学校では米づくりや、高鍋農業高校の畜産科での体験実習などが実施されております。

このような体験学習を通して農業に親しませることにより、自然や命を大切に思う心を育て、勤労の尊さや望ましい職業感を育てるとともに、子供たちに農業という職業について

て興味を持つきっかけを与えるものと考えております。

次に、人材育成についてでございます。教育委員会は、教育基本法の目的及び理念に基づき、社会教育と学校教育の連携確保に努め、あわせて家庭教育の向上に資するために、学校、家庭及び地域住民、その他の関係者相互間の連携及び協力を得ながら教育行政に取り組んでいるところです。

職務を遂行する上で人材育成は重要不可欠であると認識しております。職員研修はもちろんのこと、常に問題意識を持って全職員が課題を共有できる職場環境づくりに努め、町民の皆様の評価が得られるよう、教育委員会といたしましても努力してまいりたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（渡瀬 俊弘君） お答えをいたします。

まず、農業後継者、新規就農者育成についてでございますが、農業委員会といたしましては、農業後継者が土地の所有権移転等を行う場合、農業経営基盤強化促進法による土地の集積や同法に基づく農地保有化・合理化事業の活用を推進するとともに、日ごろの委員活動を通して、営農相談を初めとして各種事業の活用など、県、農協、町との関係機関と連携を密にしながら地域に密着した活動を行い、効率的かつ安定的な農業経営を目指す後継者の育成や、新規就農者の確保に努めております。

次に、休耕田の耕作放棄地についてでございますが、町内の耕作放棄地につきましては、平成17年度の農林業センサスによりますと99ヘクタールで、経営耕地面積の8.7%となっております。

現在、当委員会では、県の農林振興公社より優良農地創出コーディネーターを配置をしていただき、耕作放棄地の調査を実施するとともに、再生、管理等の指導を行っております。

今後も担い手の高齢化や非農家への農地の相続等により、耕作放棄地が増加すると考えられますので、農地パトロール等を強化するとともに、所有者に対する指導を徹底し、耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 人材育成のほうから聞いていきたいと思います。

まず、地方自治体運営はどのような法のもとに運営がなされているのか、法律の名称を上げていただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 自治体におきまして地方公務員法、それから地方自治法が該当するのではないかと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） それだけではないんですね。さまざまな法律が農業政策のもとでも使われていきますし、あらゆる法律、いわゆる日本国憲法の中から出してみても、す

べて網羅してやっていかなければならないということを、できればしっかりと把握していただきたいと思います。

新しい法の制定がなされるんですけども、国では。速やかに条例改正が行われていているのかどうか、そのところをお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 各機関の法令等が改正されましたら、速やかに例規審議会を行い、法を改正いたしております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 地方分権法が制定されましたけれども、その内容についての学習会は何回ぐらい、職員数、延べ人数で大体どれぐらい参加されているのかお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午前11時40分休憩

.....
午前11時42分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

総務課長。

○総務課長（間 省二君） 地方分権法に基づく研修となりますと、合併等、道州制とかそういったもろもろの分野も該当してくると思うんですが、その人数把握、それから開催回数については把握しておりません。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 地方分権法は合併というふうに今答弁がありましたけれども、違いますよ。地方でしっかりとした財政運営ができるかどうか、地方の人たちのそういう法改正の法律のもとにしっかりとした財政運営ができるかどうか、地方自治体にお金を任せても大丈夫かということでこれはできた法律なんです。もう合併とかいうのもありますけれども、その中の1つにしかすぎません、合併は。一番大事なのは、財政運営のことでやっぱり聞きたいわけですよ。

私がなぜこの人材育成の中で財政の問題、法の問題をしっかりと聞いていきたいかというのは、非常に総括質疑の中でも明らかになったように、周知徹底がされていない。職員教育がしっかりと徹底していないために答弁でまごつく。休憩をとらなきゃいけない、そういう状況が頻発している。

私は、きょうは例規集をあえて持ってきたんです。今まではこの例規集、ほんとに、これ2冊あるんです。持ってきた理由というのは、これは今CD-ROMになって、パソコンの中でしっかりと見れるようになっていきます。確かに机の上には、課長の机の上とか後ろのほうにはこの例規集は今ないと思います。しかし、常に目にすることでCD-ROMでは見えない、調べることでしっかりとわかっていくことがたくさんある。私は、一番最初、議員になったときに、この地方自治小六法というのを、これは私は4冊持っています。

これはいっぱい変わりましたので、もう私最後に持ったのが2003年のしかありませんので、非常に古いものなんですけれども、この後に買ったのが、3年前に買ったのがもう一冊、これCD-ROM化されているやつを買ったんです。でも、CD-ROM化されたやつはなかなか見ません。やはりこの本が使いやすく、どうしてもこっちのほうを使ってしまう。

それじゃ、私きょうはちょっと意地悪をしようと思って、意地悪な質問を幾つか準備してきました。条例の中で、これは不必要なんじゃないかと思われるような条例は幾つぐらい存在するんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 現在のところ、不必要な条例は掲載していないと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） その答えがすぐ出てこないといけないんですよ。例規審議会なりそんなもので、不必要なものはないと。不必要なものがあれば例規審議会に上げて、それを廃止するなりなんなりちゃんとしていくわけです。そういうことがスムーズに行われているかどうかということを確認している。だから私さっき言うたでしょう。意地悪な質問を準備してきましたと。だから意地悪な質問ですので、今回私、もうほんと徹底して意地悪をします。

それでは、具体的な内容に入りたいんですけれども、財政運営上必要な執行権についての定めはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 執行権の権限は、財務規則によって決裁権を持っております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） できればもう少しはっきりとしっかりと答えていただきたいですね。執行権について、地方財政の中では款項節目ですか、ありますけれども、その中の執行権はここに及びますということもはっきり答えていただければよかったですかなと思います。それで大体70点ぐらいの点数が与えられるんじゃないかなと思います。

また、弾力的に利用できない項目はあるのでしょうか。財政運営上です。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 一応弾力条項というのがありまして、年度間の流用とか繰り上げとかできるようにはなっておりますが、今までそれを執行したことはないというふうに判断しております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 弾力的運用の中で、やっぱり最も考えなきゃいけないのは、ほんとに初心者なんです。そういう今答弁で言われたような問題ももちろん存在します。でも、施行令の中で、149条では、給与はできないとはっきりと明記してあるんです。だ

から、このように財政運営上、給与については弾力的に運用したらいけませんよという法令の定めがあるということもしっかりと答えていただきたかったというふうに思います。

お金の運用に関しても法が及んでいくのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午前11時50分休憩

.....
午前11時50分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 基金等に積み立てでそういう運用でできる限り有効に使うということはやっております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 公有財産について、職員の行為の制限がありますけれども、これは御承知されているでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午前11時51分休憩

.....
午前11時51分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（間 省二君） 公有財産の買い取りとか売り払いとかには職員は関与してはならないということですか。ちょっとわかりません。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） こういうふうになっているんです。もうしっかりと読まないといけないと思う。「公有財産に関する事務に従事する職員は、その取り扱いにかかる公有財産を譲り受け、または自己の所有物と交換することはできない」とあります。非常に大きな問題なんです。例えば、高鍋町が開発している準備のその土地を自分のものにしてはいけない、そういうことなんです。わかりましたか。そういうことなんです。そういうことはイロハのイなんです。それを悪用していろんなことをする人がいるから規制されているんです、法律で。

職員の区分はまたどうなっているのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 職員の区分と言われますと、特別職、非常勤特別職、それから一般職、技術職、技術職員という肩書のことでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） そのとおりです。なぜこの条文を聞いたかというのは、じゃ行

政事務連絡員はどの部分に当たるのでしょうか。

- 議長（後藤 隆夫） 総務課長。
- 総務課長（間 省二君） 非常勤特別職に当たります。
- 議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。
- 13番（中村 末子君） そうなんです。非常勤特別職、これを聞きたいために職員の区分を聞いたんです。職員の区分をしっかりと法制化されてあるものを覚えていさえすれば、行政事務連絡員がどういった立場にあるのか、その研修についてもしっかりと項目を定めて、内容を定めて、これは法律に基づいた非常勤特別職であるということを認知していただきたいというふうに、私は研修をしていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。
- 議長（後藤 隆夫） 総務課長。
- 総務課長（間 省二君） 行政事務連絡員会の中では、非常勤特別職であるという方向で、ある程度の認識づけ等、説明等は行っているつもりでございます。
- 議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。
- 13番（中村 末子君） じゃ、公務文書に印鑑をつくようになっておりますけれども、どの範囲までとしているのか、内規でもあるのでしょうか。
- 議長（後藤 隆夫） 総務課長。
- 総務課長（間 省二君） 公印規程の中に一応うたっております。
- 議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。
- 13番（中村 末子君） じゃ、公印規程の中ではどのまでとうたっているんですか。
- 議長（後藤 隆夫） 総務課長。
- 総務課長（間 省二君） 高鍋町長の印はこういう印という形で、名称とその印影を一応例規集にうたっております。
- 議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。
- 13番（中村 末子君） 職員のグループ化はどこまで進んでいるのでしょうか。
- 議長（後藤 隆夫） 総務課長。
- 総務課長（間 省二君） 各種目に応じてグループ化、電算化、各種によって新しい条項を考えながら現在取り組んでいる状況です。
- 議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。
- 13番（中村 末子君） ここで、なぜ私がこういう質問をしてくるのかということの一端はわかっていたきたいと思って、ちょっと読み上げます、私が書いてきた文書。

日本は11章103条からなる憲法を上位法として、16条では請願の権利保障、25条では最低限の生活を営む権利、93条では地方自治体の議会の設置がうたわれています。それに関して、地方自治体は、地方公務員法などでその職の重さを、サービスの根本基準の中ですべての職員は全体の奉仕者として国民の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないとあります。

一般企業では、会社の方針などを大きな声で唱和しているところもあります。自治体職

員の中には、住民からの給与が高いとか仕事以外のボランティアが少ないという言葉に、公務員だからといってそんなこと言われるのは心外であるという思いを強くされている方もいらっしゃるようです。

ほとんどの職員が法にのっとりしっかりと仕事をしていると私は信じております。だからこそ仕事をするときにはミスをしたいために文書でのやりとりに徹する、印鑑はついてあるが内容についての詳細はわからないというのではなく、グループリーダーがしっかりと判断でき、共通認識が皆さんのものになっているということがミスを防ぎ、問題が起きたときにはしっかりとみんなで対応できる職場環境ができると考えているんです。だからこそ意地悪な質問をしたんです、私。

常に、例規集だけでなく日本国憲法、地方自治法、地方公務員法のそういった法律にのっとり、しっかりとその自己研さんをしていく。そして、高鍋町でもしっかりと研修会などをしていく。それは仕事の中でするのではなく、自分たちが公務員になった時点から自己研さんをするというのが当たり前のことだと住民は思っているんです。当然、私たち議員も自己研さんをしていかなければなりません。地方自治法も知らない、いろいろなもの、地方公務員法も知らない。そういった形で議員に私もなりました。知るはずがないじゃないですか。だからこそ勉強するんですよ。何十冊も本を買って読破していくんですよ。理解していくんですよ。それをやらなければ地方自治体は動かない。地方分権法ができたら一体何なのか、そんなことも知らない。

国は地方分権法をつくって、何て言ったと思いますか、官僚が。「地方分権法をつくって地方自治体の職員にさまざまな財政運営を任されるかどうか試してみたいけれども、何もできない。だからあの人たちにお金は任せられない」。

これはある週刊誌に載っていました。言ったことが本当かどうか私は確認はしていませんけれども、そんなことを週刊誌に書かれるような、私は自治体職員であってはならないと思っているんです。自治体職員は、みずからが地方公務員法の中にあり、しっかりと日本国憲法の中に自分たちが置かれている。そして地方自治法をしっかりと守りながら、教育関係者で言えば教育基本法もあります。その中でどうやって法律が改正されるのか。今度は民主党の政権になりました。どのような法律制定が待っているかわかりません。

そんな中で、上位法にしっかりと目を向けながら、それが高鍋町の住民に対してどんな法律なのか、それが必要なか必要でないのか。上位法だから守らなければならないかもしれないけれども、住民にとって不必要だと考える条例については例規審議会ですっきりと排除し、そういうことをしていくのが私は自治体の仕事だと思っているんです。また、それをさせていくのが議員の役割だと思っているんです。

細かいことを言えば、一時借入れについてもしっかりとあるんですよ。法律関係が。細かく、財政法でも何ページありますか。施行令からいったら何百ページに及ぶんですよ。そういったものをすべて読破しなさいとは言いませんけれども、少なくとも最低、私はさっきの研修を言われました、町長が答弁されました。ほんとに悲しい思いをしました。毎

日毎日同じことを繰り返すのであっても、しっかりと自己研さんするような方向で研修会をしていく。そのことが地方自治体の職員をしっかりとつくっていく基本になるんだということがどうしてわからないんですか。

基本的なことを忘れてとっぴなことはできないんです。200本安打を連続で達成したイチロー、この人は人に隠れてでも基本練習をしっかりとしましたそうです。そのことが今の彼をつくってきたと言っても過言ではないというふうに言われております。有識者の皆さんからそう言われております。

私は、このようなことだろうと思うんです。私たちは地道に地道に、人にはわかることができないけれども、しっかりと毎日そういったものを勉強しながらやっていく。それは確かに即座には答えられないかもしれないけれども、しっかりと物を見て答えていく、CD-ROMになったからといって見たような気持ち、わかったような気持ちになって過ごしていくといけないということが、私も今度の一般質問をするに当たり非常にわかりました。今までCD-ROMで見ていた条例というのが、地方自治法というのがいかに薄っぺらだったのか。私はやはりこの反省のもとに立って、もう一度この赤本を取り出してしっかりと見てみました。私、自分のために今度の一般質問はすごくよかったと思っております。

だからこそ今度の4つの質問というのは、その上に立って、立って質問しているんですよ、すべて。基本点はここ。地方自治体の職員が、そこに暮らしている住民のために何をどうしようとしているのか、どう生活をしっかりと支えていこうとしているのか、そこをどう考えているのかということを経験によって私たちはこう支えていますよということをしかりと答弁していただきたい。

確かに先ほど言いましたよ。答弁されましたよ。宗教法人の固定資産税の非課税について聞きました。これは確かに国で決められていることです、非課税については。あくまでもこれはやっぱり歴史ある建物に対してやっぱりそういった課税をしていくということは歴史ある建物を壊していったりするということも根底にあってこれはできた非課税の措置なんです。これを乱用している宗教団体というのが非常に多い。オウム真理教をしてしかりでしょう。そういうふうなところを私たちはしっかりと見ていかなければならん。法はいいほうにも利用されるけれども悪いほうにも利用される。そのことをしっかりと研さんした上で、私は次の質問に入りたいと思います。

じゃ、一体地方公務員法なり地方自治法、この庁舎内での学習会、それはどこまでの職員に行っているんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） どのクラスまでという御質問でございますけれども、一応階層別研修等において地方公務員法、地方自治法等も研修を入れておりますので。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 只今の法令等の研修というか、考え方ですが、常々、先ほど

13番、中村議員がおっしゃったように、町といたしましては憲法なり地方自治法、地方公務員法、条例、これについては自主的に、基本的には自主的にマスターするのが当然だということで、常々指導はしております。

ただ、それによって特別の、じゃきょうは地方自治法の研修会をとかいうことではなくて、各階層別、さっき総務課長が言いましたように階層別の研修で、そのいろんな例えば環境部門、農林部門とかいろいろありますが、それはそれぞれの階層別研修でやっておりますが、基本的には、条例についてはまず全部目を通すこと、それから地方自治法は常に自分の目の届くところにあつて、地方自治法に基づいて仕事はしているんだからということ、それから先ほど申されましたように、今度政権交代があります。いろんな法律も変わりますし、また情報等もいろんな情報があると思いますが、これも朝礼、課長会等で周知徹底してそれなりの体制で臨みたいと、臨んでおるところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 大体、こういう私が質問したら、総務課長や副町長が答える問題ですか。これはトップが答えなきゃ。町長、答えてくださいと言わないと町長は答えないんですか。違うでしょう。

研修の問題、地方自治法のそういう研修の問題、いろんな職員教育、人材育成というのは、人事権を持っている町長がしっかりと答えなきゃいけないんですよ。今までは総務課長が答えていただいても私は何も申し上げませんでした。しかし、基本方針に関することはしっかりと町長が答弁しないと、だからいけないんですよ、高鍋町は。何で総務課長や副町長が答弁するんですか。

この前の総括質疑で答弁に詰まったでしょうが。どこが執行権でどこが議決権かということもわからない。そういうような状況で、答弁が詰まるような状況の中で、大いに反省してしっかりと勉強していかなければならないということをおの時理解できたはずですよ、町長は。何で町長が答弁しないんですか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） おしかりであります。私が答えなかったのは事務的なことと判断をしておりました。

それから、今職員に対しましては、副町長が申しましたが、課長会、朝礼等を通して順次そういった資質の向上等は常に職員には申しておるところでございますので、また各種研修会等にもいろいろと各課ごとに出ております。それからまた、高鍋町においてもいろいろ研修を入れておりますので、そういったところで職員の資質の向上を図ってまいりたいと思っております。

私が就任しまして、私も一生懸命勉強しておりますが、職員とともに勉強しなきゃならないということでございますので、今議員の申されたとおり、やはり職員が住民との目線をあわせていくような職員体制といいますか、役場の体制を整えていくよう、今努力しておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 先ほどから町長が後ろを向いて言われてたでしょう。だから私は町長に答えてほしかったんですよ。聞こえていたから。何で自分の口で言わないのかなって私思ったんです。

私は、一番大事なのは、窓口で住民と直接接することができる職員の皆さんが高度な法律知識なり高度なやはりそういったものをしっかりと身につけておけば、さまざまな苦情やクレームに対してしっかりと対応でき、感心していただけると思うんです。そうでしょう。国民年金事務をするときに当たって、そういう年金法なりをしっかりと言うことができればしっかりと答えていくことができる。

先ほど大庭議員の質問に対して、健康福祉の担当課長が答弁をされていましたが、やっぱり介護保険は私にまさるものはないというぐらいの窓口対応ができれば、しっかりとした法改正にも対応ができていくと思うんです。私は、こういった法律を重要視する体制が高鍋町にあるのかどうかということをお伺いしたいんですが、どうなんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 今議員の申されましたこと、先ほども申し上げましたが、体制といたしまして大変、先ほども私が登壇で答弁したとおり、退職者等多くなっておりまして、なかなか今新しい陣容で今勉強しております。まだまだ皆さんの意に沿えないところもあると思いますけど、一丸となって勉強しながら、そういった体制をつくりつつありますので、ことしの4月から行革の中で組織改編をいたしましたので、そういった点からも、全員が、課長だけじゃない、下の新しい新人の職員までが一緒になって、課の中で行政を進める上で勉強していくということをする申しておりますので、皆さんの理解を得るような職員づくりを、体制づくりをしてまいりたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） できれば具体的な答弁がいただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 今町長が申したとおり、高鍋町におきましての人材育成というのは、人材育成基本方針に基づいて特に力を入れてやっております。各種研修会等についてはいつも申しておりますが、県の研修センターで行う研修とかあります。あと先ほどもいいましたが、今年度から政策課題研修ということで3名今研修に、年間を通して参加しております。

それから、新しくやっぱりそういう政策を形成していく職員、もちろん法律は勉強した上のことなんですけど、それでことし自治大学のほうに2名、職員の研修に行っていたいております。行った職員からの復命でいろいろ聞いてみたんですが、やはり全国規模のそういう研修に参加して全国の状況、全国の市町村の状況等を身につけるといっても非常に大きな成果ではないかと。こういう研修等を通じ、また自己研さんはもちろんですが、基本的には自分で勉強しながら、そういう研修等を通じて今後職員の人材の育成等をして

いきたいということでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 悲しい出来事が起きました。私はそういう高度な勉強をしてほしいと思っているわけではないんです。職員が全部1人1冊この赤本を持って毎日読み合わせをすればいいんですよ。そうでしょう。1時間2時間することで1年間で相当できますよ、勉強が。そういう答弁が聞きたい。そういう答弁、自治大学校に行かなくても本があるっちゃから自分で勉強したらどうですか。先輩がいるっちゃから先輩がちゃんと教えてらどうですか。そうでしょう。何でそういうことが答えられないんですか。

じゃ職員一人一人にこういった地方自治法なりいろんな本を1冊ずつ持っていていただくことをお勧めになっていただけるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 調べてはおりませんが、職員は大体その本は持っておるのではないかと、違いはあっても。思っております。職員に対してやっぱりこれを読んで勉強しなさいということは進めていきたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 自己研さんというのはなかなか難しいんです。仕事から疲れて帰ったらすぐ飲みたくなる、すぐ眠たくなる。どうにか、やっぱり子育てをしている人は子育てもしないといけない。だからやはりしっかりと学習する時間を10分なり20分なり。これ1条ぐらいは二、三分で読めますよ。施行令までいったら確かに10分から20分、30分近くかかります。だけどそういう、きょうはここだけというふうにして全職員で学習する機会をしっかりと私設けていただきたいと思っております。そのことが、例えば、私はこのことはしようと思ってたんですけど、学校給食で給食の食材は、購入費は一体幾らぐらいなんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（永友 吉人君） 食材費につきましては、そのときそのときの当然献立によって違っておりますので、直近で一番給食の回数が多かった今年度の6月を見てみますと853万円ほどになっています。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） これを学校給食会からとらずに高鍋町から全部とっていただいたらどうでしょう。そう思いませんか。私はそういう発想をするんですよ。たとえほかのところから、青果市場から買ってきたものであっても、これを全部高鍋町の商店街なり個人商店なり農業者から、生産者から買ったらどうでしょうか。すごい金額になると思いませんか。私こういう発想をしちゃうんですよ。

私は高鍋町の住民の皆さんから選んでいただいた議員だから、当然高鍋町の住民のみんなのためになることを考えていくんです。だから給食費が何ぼ払ろちよるじゃろうか。食材何ぼ購入しちよるじゃろうか。常にそういうことを考えながら行動するんです。だから

一般質問もこういう一般質問になるんです。でも、そのためにはしっかりと産業振興課なりいろんなところと話し合いをしていかないとこれはできる問題じゃないでしょう。だから、逆に産業振興課の、町長がわかれば、教育長お願いしますよと、産業振興課長と話し合っ、できれば高鍋町でできるものを全部とってもらうような方策はねえじゃろうか。と、産業振興課長は、じゃ農業者に対してでき上がるまでこれぐらいかかるけれども、これだけの量を確保するのはどんげねえと言って話し合えばいい。話し合いが広がるんですよ、私が言うのは。準備できなかったにしても話し合いが広がる。

そしたら、高鍋町の職員は、おれたち農業者のこと考えてくれとつちやな、ありがたいなど。そうすると公務員としての、地方公務員法は全体に奉仕する立場ですから頑張りますと言えば、職員に払う給料が高いなんてことはこれっぽっちも出てこない。退職金が高いってだれも思わない。払って当たり前。私たちそのために恩恵を受けているんだから、そういう気になるでしょう。そう思いませんか。町長どうですか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 私も議員時代、私が高鍋に昭和46年に帰ってまいりましたが、その時代から、高鍋町で、そして小売業者、特に市場より小売業者から品物をとってくれということはいろいろと申してきました。しかしながら、今、教育委員会からも答弁があったようですが、特殊なものにつきましてはやはり町外からということでございます。

それから、野菜につきましては、季節季節で、何月から何月までというふうにありますので、ほとんど今町内のものを、米も使っておると思っております。それは、米に関しましては、パン食がちょっと多かったもんですから、たまたま平成何年だったですか、米が悪かったときに、もう一食米をふやしていただけんかという話で教育委員会と話をして1食ふやしてもら。そして高鍋の産米を使ってもらおうじゃないかということで、そのことはいろいろと私自身がお話をした経緯もございます。

私が、給食材料というのは地産地消というのが目的でございます。また、地産地消しなくとも、よそに持っていてもなかなか値のつかないものもございしますので、その辺も今進めておりますが、私が経験から申しますと、泥のついたものとかそういうものは今給食のほうでなかなか使いたがらないというのが事実でございます。レンコンでもごんぼでも、もうごんぼなんかは皮をはいで水煮をしたものとか、それからレンコンなんか土のついたのじゃなくて洗ったものということでスライスしたものとか、そういった病気が入らないようなものです。というふうに変わっているようでございしますので、その点をうまく協議をしながら、今議員の申されたように産業振興課、それからいろいろな各関係箇所と連絡を取り合わせながらそういった方向に進めてまいりたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 島根のほうの隠岐の海士町というところなんです、町長さんが自分の給料を半分にして、議員の給料も半分にして、あそこは魚がとれるそうなので冷凍庫を買われたそうです。そして、いつでもその海士町でとれる魚を東京の高い所に持

っていく、そのことで所得が3倍か4倍になったそうです。

今、土つきレンコンとか使うはずないじゃないですか。〇—157が心配、何が心配と言っているときにそんな物は使いません、だれだって。それじゃなくて、それを社会状況で使わないというのであれば、そういった学校給食会に見合うような生産物をしっかりと提供していく、そういったことを考えていくのが課題なんです。泥つきを考えて、それが地産地消と考えるのはもう遅い。もっと先を読みましょう。

だから、私が言いたいのは、とにかく町長、教育長を初め、一丸となって、しっかりとしたそういったものをやっていくことをどう考えていらっしゃるか、産業振興課長が何か言いたいようですので、どうぞ、答弁してください。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 今御指摘のことにつきましては、この秋以降、学校給食、地場農畜産物利用拡大事業ということで、児湯農協管内におきまして3町で協議会を設け、市町村、学校給食関係者、農業者、加工業者、流通業者等に参集をしていただいて、この学校給食における一つの課題、どのような献立をされるかによって供給が可能であるか、あるいは生産現場がそれが生産できるのか、あるいはそれが安定供給ができるのであろうか、そういうものを目標として、22年までに計画を立てる設定を考えております。

その条件が、学校給食における地場農産物の利用割合を5ポイント以上拡大させる計画を立てる、あるいは品目数、重量を22年度までに5割以上拡大させる計画を立てるといようなことをする協議会を児湯農協管内につくる予定にしております。

そして、その事務局長に私のほうが対応するというところで今内定をしているところでございます、今後町長等に御説明をした上で、御指摘のようなことについて図っていきたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 地方自治体は住民にしっかりと奉仕できる職員教育を行い、常に向上できる学習活動を保障し、住民の目線で仕事のできる高鍋町を目指していただきたいと考えますが、最後に、町長がどうお考えになっているのか、答弁を聞いて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 議員の申されるとおり、そういった方向づけをしながら、職員としては、常に私が申しております住民目線で仕事をすると。それから、今のような地産地消とかいろいろな問題は、やはり高鍋町を中心というわけにはございませんから、宮崎県内で今、経済連も考えておりますので、県内産を各地域で使えるような方向で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、中村末子議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。13時30分から再開をしたいと思います。

午後 0 時 28 分休憩

午後 1 時 30 分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは、再開をいたします。

日程第 1. 一般質問

○議長（後藤 隆夫） 10 番、岩崎信也議員の質問を許します。

○10 番（岩崎 信也君） 新しい政権が誕生しました。今まで都市部を中心に照らした光が少しでも地方に当たるようになれば、私たちは、この光をしっかり受けとめて、住民の役に役立つ活動をしなればと思います。

それでは、普通に一般質問をさせていただきます。

初めに、西都児湯斎場についてお尋ねをいたします。

御存じのように、西都児湯斎場は昭和 55 年に建設されて以来 28 年たって、いろいろ不都合なことがあると聞いています。小さな事故が何回かあったと聞きました。また、修理もおぼつかないことがある。4 基のうち 2 基が補修中で、2 基で対応することもあるということも聞きました。

そしてまた、近ごろのひつぎは以前の物に比べて大きいものが多くなり、さらに装飾も施されるようになり、今の設備では対応しづらいとも聞いています。当然こういうことは御存じだと思います。財政的に厳しいときではありますが、できるだけ早い時期に対応をしなければと思いますが、考えをお伺いいたします。

次に、国道 10 号線についてお尋ねをいたします。

朝夕、高校生、一部中学生もですが、自転車で登下校をしています。歩道のないところで道路の端から 1 メートルくらいのところに白線が引いてあるだけのところを必死で自転車をこいでいます。

そして、そのすぐ横を大型のトラックなどが風を巻きながら追い越しています。いつ大きな事故が起きてもおかしくない状況です。もちろん、多分自転車は法的には車道を通らなくてはならないでしょうが、そういうことを言える状況ではありません。

国交省に 10 号線の交通緩和などの要請はされていますが、歩行者や自転車で通る人に対する安全についての要請はされているのでしょうか。また、今後の整備計画についてあるのでしたら教えてください。

次に、国民健康保険税についてですが、ことし保険税が大きく上がりました。多くの町民から批判的な御意見をいただきました。国民健康保険が相互扶助という考えから言えば、医療の高度化や高齢者の増加など、また、国の施策で致し方ないのかなとも考えますが、先日の新聞記事の中で「予見できたはずだ」と書いてありました。

端的にお尋ねいたします。来年も上がるのでしょうか。どのように予見されていますか。

この後は発言席にて行います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

まず、西都児湯斎場の現状と対策についてであります。まず、現状につきましては、現在の斎場が昭和55年7月に設置されて以来、既に29年が経過しており、老朽化が進み、これまで部分的な補修を随時行いながら施設の運営をしてきたところであります。

施設の運営につきましては、西都市、高鍋町、新富町及び木城町の1市3町共同で西都児湯環境整備事務組合において運営しているところであります。

運営にあたりまして、特に消耗が著しい部分である火葬炉内の耐火物やロストル等の急的な補修を中心に行っておりますが、耐用年数を大幅に経過しており、早急な改築が必要な状況であります。

次に、今後の対策についてであります。現在、1市3町で運営しておりますこの西都児湯斎場とは別に、都農及び川南町の2町で運営しております、都農川南葬祭センターも同じ時期に建設されており、この施設も同じく老朽化しているため、早急な改築が必要な状況であります。

このため、西米良村を除き、西都児湯環境整備事務組合を構成する1市5町で現在の2つの施設を合わせた新たな施設を建設するため、担当課長を中心とした準備委員会を昨年設立し、検討を行っているところであります。準備委員会では、昨年度に県内外の斎場を視察し、現在検討を行っているところでありまして、今年度中には一定の方向性を決定したいと考えているところであります。

次に、国道10号の自転車の安全及び今後の整備計画についてであります。町内の国道10号には歩道の未整備箇所があり、自転車を含め、交通の安全を確保するため整備が必要な箇所があります。

そのため、国土交通省に対し、議員の皆様方の御協力もいただきながら、これまで歩道設置の要望を行ってきたところであります。このことを受け、国土交通省では平成24年度までに未整備箇所4箇所すべての歩道を整備する計画が立てられ、整備が完了すると、さらなる交通の安全が図られるものと考えております。

次に、国民健康保険税についてであります。平成21年度の1人当たりの国民健康保険税は、郡内で川南町に次いで2番目の高さとなっております。国民健康保険税率の設定にあたりましては、毎年医療費の伸びを試算し、また、被保険者への負担も考慮しながら保険税率を決定してきたところであります。

その結果、※平成14年度から平成19年度までについては、毎年税率を上げてきたところですが、本年は昨年来の医療制度改革や医療費の予想外の伸びなどにより、さらに厳しい状況となったところであります。

このため、平成21年度の予算編成にあたりましては、徹底的な見直しを行い、主たる目的外の経費については削減したところであります。基金が枯渇している状況でもあり、やむを得ず税率を大幅に引き上げざるを得なかったところであります。来年度の税率設定

※後段に訂正あり

にあたりましては、本年度の医療費の状況等を勘案しながら検討をしてみたいと考えております。

国民健康保険のところで、「その結果、平成17年」を「14年」と言ったそうですが、17年に変えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 西都児湯斎場について、1市5町で準備委員会は設立されているというふうにお話がありました。これはいつ設立されたのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 昨年度より設立され、準備に入っております。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 構成員はどのようになっていますか。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 西都児湯管内の担当課長で構成しております。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 県内外の視察を行ったとありましたが、どこに行かれたのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 昨年度に日向市の斎場のほうに視察研修に参加しております。

それと、今年度ですが、熊本の八代の斎場、それと、南阿蘇斎場、いずれも一部事務組合で運営しているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） その視察で何を学ばれましたか、お尋ねいたします。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） いずれも最新の設備であるというところばかりを研修して参りましたので、一部事務組合においても早急に近代的な火葬場を建設する必要があるのではないかということを感じました。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） この1市5町で準備委員会ができて活動をしているということは、1市5町で西都児湯環境整備組合と都農川南葬祭センターを合わせた葬祭センターの新設ということが最終的な目標だと考えてよろしいでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 最終的には西都児湯管内での意見調整が必要かと思いますが、建設費や維持管理費等の経費縮減や合理化などを考えると、より広域化が望ましいと思いますので、今後の建設方向としては1市5町を第一に考えているところでござい

す。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 西都児湯環境整備組合の中の西米良村が抜けておる理由は何でしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

距離も遠いこともありますし、1基あそこは村で火葬場を持っておりますので、そういうことで御理解願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） ということであれば、西都児湯環境整備組合がそのまま移行することではないということですね。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 入っていただければ、これは1市5町1村ということでございますけど、一応西米良村といたしましては、使用する回数も少ない、そして、今のところ順調に火葬炉が運営されておるということで、やはりうちは、一応別だと言われますけど、1市5町でできたときに、もし向こうに故障があった場合は、やはり西都児湯ということ西米良も入れたことも考えなければならぬと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 今年度中に一定の成果を出すということを言われました。ある程度の準備が進んでいるのだと思います。今建てかえるとしたら、金額にして幾らぐらいだと考えておられますか。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 建てかえの構造基準等にもかかってきますけれども、あと火葬炉の基数、それと設備内容、そういったものによって変わってくると思いますけれども、7億円前後ということで考えているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 斎場の基金が19年度の決算で5,779万円ありますが、西都児湯環境整備組合に基金は幾らほどあるのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） これはクリーンセンター分としてですが、財政調整基金なのでございますけれども、平成21年度末残高予想額として4億8,000万円残額が残る予定でございますけれども、これには一応修繕補修等の費用のために1億円ぐらいい残しておきたいと、これは事務局側の提案なのですが、そういうことがありますので、実際残るのは3億8,000万円程度ではないかと考えているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） すばらしい金額が残っているということ今改めて実感いたしま

した。3億8,000万円と約6,000万円、合わせて4億3,000万円あれば、あとは2億7,000万円、意外と早急な建設が可能かなと考えますが、どうですか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 環境整備の基金といたしましては西米良分も入っておりますので微々たると思いますが、それを差し引いたところでいろいろと相談をみんなですていかなければならないと思っております。

それで、今、斎場につきましては、先ほど課長も申しましたけど、早急に整備をしなければならないということがございますので、今、1市5町で事務方が頑張ってくれておりますので、何とか、約束はまだできませんけど、来年度あたりにはそういったものになればいいなと思っておりますので、今のところまだ使えないというわけではございませんので、そういった点、十分に吟味して、考慮しながら事を進めていかねばならないと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 確かに今は使えておりますし、しかしながら、関係者に聞くと、だまされししながら使っているという発言もあります。ここまでお話が進んでいるということ、きょうお聞きしましたので、できるだけ早急な改築を目指して頑張りたいと思います。

次に、10号線についてお尋ねいたします。4箇所の整備が予定されているということですが、具体的にはどちらのことをおっしゃるのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（曾我部義雄君） 整備箇所につきましては、永谷工区、それから、堀の内工区、それから、家床工区、この3工区の歩道の設置工事、それから、及び高鍋大橋の歩道橋の設置工事であります。

この4箇所の整備が、今の予定では24年度には完了という予定になっております。この工事が完了しますと、町内を走る国道10号全線において両側に歩道が設置されるということになりますので、これ完了しますと自転車等の交通の安全が図られるものと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 随分と安心いたしました。あとはひたすらそれまでに事故がないことを祈るだけかなと思います。

終わりに、国民健康保険についてお尋ねいたします。予見と言ったのは、新しいことしのことを含めてお尋ねしたつもりですが、宮日に「国保危機」という連載がありました。その中でこういうのが載っております。

高鍋町は、高度化の進展などで今後も医療費の増加が予想され、2年後からは県への借入金返済が始まるなど、歳出増加の材料が多い。これを補うため、1人当たりの保険料を2010年度に3万6,000円、11年度に2万1,000円引き上げな

ればならない具体的な見通しも出ている。

というふうに記事になっております。

これについての御意見をお伺いいたします。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 宮日に連載をされました記事、中身につきましては、平成21年の3月に国保事業の運営健全化計画の中から恐らく出たものだというふうに思っておりますが、私ども、気持ちとしては今年度随分上げざるを得なかったということで負担のお願いをしたわけですけども。

できるだけ上げない方向で、ただ、そういう気持ちとは別のところで経済状況、それから、大きな疾病、それから、総括質疑の中でも申し上げましたが、年間1疾病で800万円を超える高度医療を施さなければならない方等が、それが一つは予見できない部分、それからもう一つはインフルエンザがパンデミック状態になった場合というところがございますので、現在のところは決算の状況を見て。

それから、社会経済状況、疾病の環境、そういうものを見ながら対応をしていかなければならないということで、なかなか難しい、こうなりますということがなかなか言えない状況にあることは確かでございます。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 只今の説明を聞きますと、この宮日の記事は正しくないのかもしれないという解釈なのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 今まで、税額を据え置いた期間もございますけれども、その当時は予見できなかったということになるかと思えます。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 質問の意図が伝わらなかったと思いますので、もう一度。

「2年後からは県への借入金返済が始まるなど、歳出増加の材料が多い」、ここまでとりあえず。これは本当でしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 確かに医療費は、今まで御報告申し上げましたように年々1億円近くの医療給付費が増嵩してまいっておりますが、今御発言がありました県からの借り入れにつきましては、つい最近の新聞にも載っておりますが、3年間の据え置きを5年に延長する。そういう対応の仕方も出てきているようですので、将来のことをなかなか予見するのが厳しいという状況にはございます。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 何ともはっきりしない答弁だと思いますが、3年を5年に延ばす意図があるということなのですね。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 新聞報道によりますと、そういう考え方が協議をされているというのは、新聞報道でございますけども、読んでおります。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） とすると、これが2年後延びたところで、さらに2年後にはこれなりの保険料を引き上げなければいけない具体的な見通しになるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 返済は当然出てくるわけですがけれども、その間に、先ほどの繰り返しになりますけれども、経済状況、それから、疾病の状況等が、それから、国保特別会計の決算の状況、こういうところが、結局、外的要因が入ってきますと、それを賄わなければならないというのは、国保税でしか賄えないわけで、もちろん国県等の交付金もございますけれども。

そういう外的要因と申しますか、そういうものが何が起こるか分からないというのがございますので、なかなか奥歯に物が挟まったような答弁になって申しわけないのですけれども、予見がなかなか難しいのが現状というところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 課長の答弁も致し方ないのかなという気がいたします。

しかしながら、本年度保険税が上がったことで、多くの町民の方が困っております。仕方がない、仕方がないから来年も上げらざるを得ないかもしれないという答弁が大変厳しく身につまりました。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、岩崎信也議員の一般質問を終わります。

日程第1. 一般質問

○議長（後藤 隆夫） 次に、8番、矢野友子議員の質問を許します。

○8番（矢野 友子君） まず、災害時の避難対策についてお尋ねいたします。

以前より災害時の要支援、要援護者対策について質問もし、一日も早い対処方法の確立を願っていた者として、6月議会で災害時要援護者リスト作成業務が採択されたことは、その第一歩であると期待するところです。その後の作成業務の進捗状況はいかがでしょう。スムーズに進んでいるのかお尋ねいたします。

あわせて、このリスト作成後の避難対策の計画について詳細にお尋ねいたします。

2点目として、新型インフルエンザ対策についてお尋ねします。

懸念された新型インフルエンザの流行は、ここに来て現実のものとなりました。1年前の議会においても町の対策を質問しておりますが、改めて現時点での発生時対策、感染防止対策の取り組みをお尋ねいたします。

以後は発言者席にて行います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

まず、災害時避難対策について、災害時要援護者リスト作成の進捗状況についてであります。現在、身体障害者手帳交付台帳、要介護・要支援者台帳、住民基本台帳及び外国人登録台帳などをもとにリストを作成しているところであります。

災害時要援護者リスト作成後は、そのリストを活用することにより、在宅要援護者や避難行動要援護者の把握、調査及び個別支援計画の作成、災害時における安否確認及び避難の支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、新型インフルエンザ対策についてであります。まず、発生時対策については、新型インフルエンザは弱毒性であることから、国の運用指針が改定され、7月6日以降の医療機関における対応は、季節性インフルエンザと同様な対応を行うこととされたところであります。

外来受診はすべての医療機関において対応され、入院についても感染症指定医療機関以外のすべての医療機関で受け入れることとなったところであります。

次に、感染防止対策についてであります。現在、感染拡大早期に入り、医療への過剰な負担の軽減並びに社会機能への影響を最小限にするため、感染拡大を可能な限り防止することが重要であることから、1点目として、住民がそれぞれで感染防止対策をさせていただくこと、2点目として、イベント、集会、興業等の自粛をさせていただくこと、3点目として、学校等での感染拡大の場合に施設の閉鎖をすること、4点目として、抗インフルエンザウイルス薬による治療の徹底をさせていただくこと、5点目として、新型インフルエンザワクチンの接種等をしていただくこと、以上5点の対策が必要であることを考えております。

そこで、町民の皆様にお知らせの「お知らせかなべ」による広報や新型インフルエンザ対応ハンドブックを配付するなど、対応について周知徹底を図るとともに、町内の保育園についても保護者あての文書を作成し、配付するなど啓発に努めているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） お答えいたします。

学校等の新型インフルエンザ対策についてお答えいたします。県内の学校におきましても、夏季休業中に部活動を中心に感染が確認され、児湯郡内においても新型インフルエンザの感染が確認されております。このような中、秋以降にはこれまで以上に感染者が増加し、重症化する患者もふえることは予想されております。

教育委員会といたしましては、県の新型インフルエンザ総合対策本部の対策に沿って、各小中学校に周知徹底を図っているところであります。

発生時対策といたしまして、小中学校ではクラスターサーベイランスに基づき、同一集団で7日以内にインフルエンザによる欠席者が2名以上確認された場合、保健所に連絡するようになっております。

また、学校の臨時休業についての基準も既に設けておりまして、関係機関と連携しながら感染拡大の防止に努めてまいります。

現在実施中の具体的な取り組みにつきましては、各家庭での新型インフルエンザへの対応、健康観察についてのお願いを学校から保護者に文書で周知いたしております。学校では、保護者から提出されたインフルエンザ健康観察票をもとに毎日学級担任が健康観察を実施しております。あわせて徹底した手洗い、うがいの指導をいたしております。

社会教育課が関係する諸行事につきましても、感染の防止につきましては通常の感染防止に対するお願い、すなわち手洗いやうがいの励行、せきエチケットなどを実施しています。

また、来月開催されます全国スポーツレクリエーション大会の対応につきましては、本年開催の新潟国体本部から資料を収集中でございまして、これらを参考にマニュアル化を予定いたしております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） まず、要援護者リスト作成についてお尋ねいたします。

現在、その業務にあたっている方の作業としては、どんなことをされておられるのか教えてください。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 現在、要援護者のリストにつきましては、健康福祉課が持っております障害台帳とか介護認定台帳等で突合させて人数等を把握し、また、災害危険区域、それから、外国人等の調査を行っている状況でございます。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） ということは、まだ現在その方は実際に足を運んで現地を回られていらっしゃるということですか。台帳との突合だけの状態でしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 今現在、台帳作成はまだ完全に終わっておりません。それで、それが終わりましたら2人体制で各家庭を訪問させたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） この作成業務に対する議案の採決のときには、何かお一人の方が9カ月間というようなたしかそういう業務予定だったと思うのですが、十分それで9カ月間の間に間に合う予定でしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 緊急雇用で雇っている方のことだろうと思うのですが、予算上は9カ月なので、一応5カ月で1回更新ができないのです。それで、新たな人を雇うという形になりますので、また1から教えていくという形になりますので、業務が若干おくれる可能性もあります。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） なるべく早くしていただきたいと希望するところですが、その台帳との突合を今していらっしゃるということですが、他の機関、社会福祉協議会とか民生委員とか、そういう方たちの連携というものはスムーズにいつているのかどうかお伺いたします。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 社会福祉の方々との連携は必要不可欠ですけど、具体的にまだそこまでいつていないのではないかと思うのですが。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） あの時点で浸水区域を優先してというような言葉があったと思うのですが、それを優先するということは訪問なんかの場合を優先するということでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 緊急性があるところを早目にやっていきたいとは考えております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） それでは、なかなか予定は立たないと思いますけれども、今のところ何年の何月ごろにはでき上がるのではないかという予定は立っていないのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 今のところ、障害者台帳と、障害認定されている台帳におかれる方については、今の緊急雇用対策で雇っております職員がおる間に一応台帳作成だけに行いたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。期待しているだけに一日も早いリスト作成をお願いしたいと思いますが、それではなかなか希望するようにはいかないような気もいたします。

それで、リストができ上がった時点での活用、これは地区との話し合いとか避難の手助けなり、その方法なりとかいうのは、そういうのは、具体的な計画は、リスト作成前にこういうことが想像されるとか予想されるとか、そういうことでの計画というのは決まっているのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。このリスト作成後にその要援護者の方々の同意をいただきまして、それに基づきまして、各自治公民館と各班との連携が必ず必要になってまいりますので、その時点において協議を進めていきたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。本当に急いでいただきたいと願うばかりですが、その協議をされるのは、行政のほうとしてはどの部署を考えていらっしゃるんですか。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。総務課の危機管理を主に、それから健康福祉課を中心に行っていきたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。恐らくそういうことだろうと思いますが、過去避難をした経験者として、それで要望を上げたいと思います。

そのリスト作成後の、もし実際に避難をする場所、これが各地区の避難場所というのが一応ありますけれども、洋式便器がない、トイレに行けない人の対応ができない、控室なんか全然ないということが過去ございました。それで、こういう方たちを避難させたときに、そういう所にたとえ手助けして避難していただいても、そういう洋式便所もなければ控室もない、そういう所に避難していただいても、恐らく何のためのリスト作成かというような形になると思います。それで、避難場所について今から協議をされるとしたら、そういう方たちの本当に需要に合った所、そういう所をお願いしたいと思います。そういう場所を考えていただきたいと思います。

それから、一度避難してもまた二度避難しないといけないというようなことも考えられると思いますので、特に手助けが本当に必要な方たちは、まず第一に地区のその避難場所じゃなくて、もう二度と動かさなくてもいいような、そういう避難場所のことを考えていただきたいと思います。

それから、グループホームなんかの施設の方の避難についてお尋ねしたいと思いますが、どんなふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。グループホーム等の避難につきましては、そのグループホームの園長等を交えて、どのように避難をするのか、それも含めてちょっと検討していきたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。ぜひ、計画の段階ですので、そういう細かいことからの積み上げで万全なものをつくっていただきたいと思います。

インフルエンザについてお伺いいたします。

県は、対策強化で感染症対策監というものを新設したと報道されておりますが、町としての考え方はどんなのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

県は、対策監がいらっしゃるということでございますが、うちは危機管理担当のほうでそういった対策のほうを今担当しておりますので、御了承願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。町としては、それではいざという時には、その危機管理担当が指揮をとるといえるのか、すべてを指揮されるということでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。危機管理担当が主になりますが、健康福祉課と総務課、危機管理担当は総務課の中にありますけど、そういうところが連携して動いていくということでございます。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。連携してという言葉はものすごくいい言葉なんですけれども、こういう時には本当にもうトップというか、1人、2人のきちっとした考えの方が、ああしてくれこうしてくれと言われないと、連携して、総務課関係がこう、福祉のほうはこうっていうようなことでは、私恐らく間に合わないと思います。恐らくそういうことで、県としても対策監という新しいところをつくられたんだろうと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。危機管理担当がおりますけど、そこから私が連絡を受けまして、私のほうから指示をしております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。よろしくお願いたします。

それから、先ほどの議員の質問でも出ましたが、国保の財政が大変厳しいものがありますが、この新型インフルエンザの流行に関して、対応が財政的にできるのかどうか、どう考えていらっしゃるのかお伺いたします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。先ほども課長のほうが答弁したと思いますが、大変基金が枯渇しております。と申しますのも、14、15、16で税を減らしておりますので、うちは。それを戻すために、17、18、19で大体戻しかかったんですけど、医療制度改革なんかで今こういった破たん状態になっております。インフルエンザが起きますと、今年度中にも一般会計からの補正も考えなければならない状態に陥っているところがございますので、理解願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。学校の対策を先ほど答弁していただきましたけれども、今のところ学校閉鎖とか学級閉鎖は4日間とかいうような報道を見聞きしているんですが、4日間の対策で大丈夫なのかどうかお尋ねいたします。

○議長（後藤 隆夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（永友 吉人君） 教育総務課長。あくまでも、先ほどちょっと教育長のほうから申しあげましたとおり、県の対策要綱に基づいた指導でございます。御案内のとおり学校があいている日にちが5日間ということで、基本的には大丈夫だろうということを考えております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。ワクチンの接種についてお伺いいたしますが、優先順位があると盛んに報道されております。町としてもその順位は恐らく国、県のほうから言ってくると思うんですが、人数とかそういう順位に当てはまる方の人数把握なんかはできていますか。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。優先順位と町内の対象者の人数の把握でございますけれども、9月4日に厚生労働省が発表いたしました新型インフルエンザワクチンの優先順位でございますけれども、これによりますと、直接患者の診療に従事する医療従事者、それから救急隊員がまず第一でございます。次に、妊婦及び呼吸器疾患、心疾患、腎疾患などの基礎疾患を有する方、それから1歳から就学前の小児、それから1歳未満の小児の両親の順に接種をするという方針が出されております。その次の段階として、小・中・高校生、それから※65歳以上の高齢者の順に優先順位が示されてきたところでございます。

それから、この順位に基づく対象者数でございますが、これは9月1日時点の数でございますけれども、医療従事者数、救急隊員も含めてですけど、約440名、それから妊婦が約130名、それから1歳から就学前の小児が1,100名、約1,100名、それから1歳未満の小児の両親、これが約360名程度というふうに把握をいたしております。

それから、接種が望ましいと言われる優先順位として、小・中・高生が約2,400名、それから※65歳以上の持病のない高齢者、この方々が約5,400名という状況でございます。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。それこそ報道からしか私も情報は入ってないんですが、ワクチン接種料、料金ですね、これ随分高いものがあるように感じますが、今のところ自費負担というようなことを聞いておりますけれども、幾ら優先順位があっても、とてもそこまで手が回らないとかいうような懸念はないものでしょうか、少しでも補助ができる、幾らかでも補助ができるとかいうようなことは考えられませんか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。議員がおっしゃるとおり、大変今財政困窮者が多いということもございまして、そこも考えなければならぬかなと思っておりますが、現在のところは今まだ考えておりません。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。また、そういう点もよろしく考えていただきたいと思っております。

それから、最後に、一番聞きたい、確認したいことなんですが、現時点で私たちが発熱などの風邪かなというような症状が出たらどうしたらよいのか、すぐ病院の外来に行くのか、それともまず病院へ電話をするのか、どの方法が健全なのでしょうか、ちょっとお伺

※後段に訂正あり

いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 新型インフルエンザにかかったと思うときの行動をどうすればよいかということでございますが、急激な発熱やせき、咽頭痛、関節痛、筋肉痛や全身倦怠感などのインフルエンザのような症状があった場合には、かかりつけ医もしくは最寄りの医療機関にまず電話連絡をしていただいて、そして受診をする時間等を指示を受けて、マスクを着用して受診するよというということでございますので、そういうふうに御理解を願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。よくわかりました。それで、そのかかりつけ医ということでしたけれども、そういう医療機関との連携というか、対策なりのそういう話し合いというものはしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。特に、自治体と医療機関との個別な協議というのは行っておりませんが、県の医療薬務課を中心にして、それから県の医師会、それから各市郡医師会、あと個別の医療機関等で対応の仕方というのは当然話し合いがされておまして、それに基づいて各医療機関が対応していくというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。それで、その電話をします。それで、病院に来てくださいというような対応を受けて、病院に行くときのタクシーなり、そういう公共の交通機関を利用したときの、その対応というのは別に私たちは考えなくてもよろしいのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。公共交通機関と申されますけど、どういうふうに私たちが対応するのかというのは、やはりまだ今のところ連絡会とか、そういうことは全然やっておりません。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。せめてタクシー会社とは、やっぱりタクシー会社としても心配されている、懸念されていることだろうと思いますので、ぜひ何らかの話し合いをしていただきたいと思うんですが。ただ、マスクをしたお客さんを乗せたという時点でのタクシー会社のやっぱり心配というものはあると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。今議員が心配されておりますけど、タクシー会社も商売ですので、マスクをつけた人を乗せないということは絶対ないと私は思っておりますので、もうそのように理解していただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。そう言っただけだと安心ですが、また町のほうとして

もそういうタクシー業界の方たちとの話し合いでもございましたら、またぜひ一度そういう話を上げていただきたいと思います。町単位で対処できる問題ではないということは十分認識しておりますけれども、ぜひ町民が安心して、まあインフルエンザにかかっても、そんなに慌てることなく対処ができるような方法、広報をたくさんしていただくというような、先ほどお話もありましたので、そういうことをよろしくお願ひしたいと思います。

これで終わります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、矢野友子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。35分から再開をいたしますので、お集まりください。

午後2時27分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（後藤 隆夫） 次に、14番、春成勇議員の質問を許します。

○14番（春成 勇君） 14番。最後の一般質問になります。

1、建設工事の設計及び管理について、建築工事の設計については、町外業者での受注となっているが、どのような基準で指名しているのか伺います。

2、建設工事の現状について、建設業者が少なくなっている中で、町発注の建設工事について、昨年度と比べるとどのような状況となっているのか伺います。

3、建設工事の関連の随意契約について、随意契約の基準についてはどのようなものなのか、また、その際の業者選定についてはどのように行っているのか、また、単独での随意契約はどのような理由から行っているのか伺います。

次に、バス路線、木城線について伺います。

木城へのバス路線が廃止されるということですが、高鍋町のお考えは、また木城町の考えはどうか伺います。

次に、地域コミュニティバスについて、木城へのバス路線が廃止されるということですが、コミュニティバスの有効的な活用をする時期に来ているのではないか、町のお考えを聞きたいと思います。

次に、西都線の3路線について、西都に向かうバス路線には1,500万円程度負担しているようですが、乗客も余り乗っていないように見えます。見直しの時期に来ているのではないか伺います。

後は、発言者席にて伺います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

まず高鍋町内の公共工事についてであります。建設工事の設計については、委託内容

を考慮し、町内の業者で行えるもの、その他町内の業者だけでは指名業者数が少ないもの等、案件ごとに指名審査委員会において検討を行い、指名競争入札で執行しております。

次に、建設工事の現状についてであります。平成20年度の工事件数については52件であります。そのうち8月末までの状況を昨年度と比較しますと、平成20年度が15件で、契約額2億1,584万3,250円に対し、平成21年度は27件で、契約額3億8,805万6,900円となっております。倍率で申しますと、件数、契約額ともに昨年度の1.8倍となっております。

次に、建設工事関連の随意契約についてであります。地方自治法施行令第167条の2各号により、工事については、設計金額が130万円未満のものについて、随意契約にて見積もり競争により業者を決定しております。1社のみを指名しての随意契約については、関連工事など特別な理由があるものを除き実施していない状況であります。

次に、バス路線についてであります。まず木城線につきましては、本年の5月中旬に宮崎交通よりバス路線の見直しに伴い、不採算路線である木城へのバス路線について、西小入口T字交差点から木城温泉館湯らまでの6.6キロメートルを来年の4月から廃止したいとの説明を受けたところであります。この間を走るバスは1日片道13便が運行されており、老瀬地区の児童が通学用に利用されていることや、沿線住民からも存続の要望があることから、廃止した場合には沿線住民に与える影響が大きいと考えております。木城町においてもバス路線の存続を希望しておりますので、協議を行いながら、廃止路線代替バスとして運行することで存続できないか検討してまいりたいと考えております。

次に、地域コミュニティバスのこの路線に対する活用についてであります。高鍋町では温泉を起終点とする町内巡回バスを、木城町では町営バスを運行しております。この路線への活用には、お互いのバスの相互乗り入れや町境での接続などが有効的な活用として考えられますが、運行日や運行時間の違い、バス接続場所の確保など多数の課題があり、現時点ではコミュニティバスを有効利用することは困難であると考えております。

次に、西都線の3路線についてであります。現在、西都への廃止路線代替バスとして、茶臼原経由、一丁田経由、三納代経由の3路線4系統が運行されており、それぞれ運行開始後9年から15年が経過している状況であります。その間、路線の距離延長や補助単価などの見直しは行ったものの、路線そのものの見直しを行っておりませんでした。しかし、今年度に入り、県から廃止路線代替バスの必要性など精査する申し出があったため、現在関係市町村で必要性などについて協議を行っているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。工事の管理について、委託しているものについては、どういう理由から委託されているのか伺います。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。工事の管理については、基本的には職員ということになっていきます。ただ、建築工事等につきましては、管理業務の内容が多岐にわたること、

また、設計者の意図を正しく伝えるために、設計を請け負った業者に管理をお願いしております。また、持田団地の建てかえ工事等につきましては、工事完成後に設計内容と工事が正しく施工されたかどうかを検証しなければなりませんので、宮崎県及び市町村が出捐して設立された財団法人宮崎県建設技術推進機構に検査の支援をお願いしているということでございます。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。財団法人宮崎県建設技術推進機構の委託料はどのくらいかかっているのかお伺いいたします。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（曾我部義雄君） 建設管理課長。財団法人宮崎県建設技術推進機構につきましては、平成17年から委託をしております。ちなみに、平成17年は74万5,000円、18年、245万7,000円、19年、231万円、20年、222万6,000円、今年度21年度は258万3,000円となっております。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。工事が少なくなってくる中で、町ではどのような対策を考えているのかお伺いいたします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 景気の低迷の中、国からも公共工事等が大変少ないんですが、前倒し発注を促進するような旨の通知がありましたので、当町といたしましても、できる限り前倒しの発注に努めてまいりたいとは考えております。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。随意契約の金額は小額のものは幾らぐらいありますか、お伺いいたします。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 金額の小額なものの状況については、その小額なものというのが130万円未満のことをおっしゃっているのか、ちょっとわからないんですけど、今のところちょっと、件数はちょっと現在把握しておりません。済みません。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。今年度の発注工事の内訳についてはどのようになっているのかお伺いいたします。21年度です。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。今年度の発注工事の内訳としまして、土木工事でございますが、Aクラスの発注件数が3件で、契約額が6,155万4,150円です。それから、Bクラス発注件数が4件、契約金額が2,965万2,000円、Cクラスの発注件数が4件、契約金額が1,275万7,500円です。

建築工事といたしましては、Aクラスが、発注件数2件、契約金額が1億215万

4,500円、Bクラスが、発注件数4件、契約金額が9,095万6,250円です。その他の工事としまして、電気、管等でございますが、発注件数が10件の、契約金額が9,098万2,500円となっております。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。持田団地で建てかえ事業の工事において、地盤改良の業者を3社に特定していますが、特定業者ではなくて同等とかなどの表示にすべきではないのかお伺いいたします。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（曾我部義雄君） 建設管理課長。この件につきましては、設計業者のほうに確認をいたしましたところ、建物の一番重要な地盤の改良工事であるところから、特定の業者を選定を行ったという報告を受けておりますが、今確かに議員のおっしゃるとおり特定業者にしますと、選択の余地がなくなるというのは当然でございます。今後は、これは仕様書等にそういう特定業者の指定がしてあるんですけども、この仕様書への表示方法、こういったものにつきまして内部で検討し、設計業者への指導という形でまた今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。同じ設計業者が何棟も設計管理をやっているとおごりが出てくるのではないかと思います。職員はもっと地元のことを考えて、業者育成の立場を推進してもらいたいと思います。

以上で、高鍋町内の公共工事について終わります。

次に、バス路線を廃止する話が持ち上がったとき、木城町の一部には存続に対して反対意見もあったと聞きますが、廃止路線代替バスとして運行してきた場合に、将来的に運行されるのか伺います。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。この代替バスの件ですが、利用者の推移とか負担金の状況、これ実績で変わってまいります、それを見極めていくということになろうかと思っております。ただし、廃止路線の代替バスでの存続ということになりますので、その後廃止するかどうかといった場合につきましては、高鍋町と関係する木城町との協議が必要となってきます関係上、現時点で将来的にずっと運行できるかどうかというのは、若干その点については不明な部分がございます。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。存続しようとする場合は、高鍋町の負担は発生するのかお伺いいたします。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） そのことにつきまして、存続そのものについて、どういう形で存続するかということがございますが、宮崎交通に問い合わせっていうか、話を

聞きしたところによりますと、宮崎交通としましては、便数を減らすなど運行自体を縮小して、バス路線を維持させる予定もないということでございます。今のところはです。そうなりますと、もう廃止路線の代替バスで運行をしてもらうというのが、財政的にも現実的な対応であるというふうには考えておりますが、その際につきましても、関係するのが高鍋町と木城町の2町ということになりますので、その赤字部分の負担という部分が出てまいります。そのときには、従来といいますか、今までもそのようになっておるんですが、その2町の運行している距離の按分ということの負担になるということでございます。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。現在運行中の町内巡回バスについて、利用者からの苦情や意見などがありますか。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 特段今のところ苦情は寄せられておりませんが、1日に2便運行しているという、これ2経路ある関係があるんですが、その時間を交互にどうか、火曜と木曜でしたら火曜を先に、木曜日を後にというような要望というのは上がっております。しかし、これにつきましても、宮崎の陸運事務所とか、そこの協議、またバス停には時刻表等もつけておりますが、その変更もしないといけないとか、また、実際走っている地区へまたそういう説明もしなければならぬというようなことがございまして、そういう要望は上がっておるんですが、簡単にはちょっといかないのかなというふうに思っております。廃止路線バス全体の検討の中で、町内巡回バスをそこで見直しといいますか、町内巡回バスのほうに変更できないかとかいう検討も将来的に必要だと思っておりますが、そういう要望も含めて、上がればそういう中で検討していくという方向になろうかと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。町内巡回バスが小並からの路線を廃止して何年ぐらいになるのかお伺いたします。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。これ、経費節減という部分もあって検討いたしました。その中で小並からの路線について、利用者が少ないということで廃止をいたしました。その小並につきましても、19年度に廃止して2年を経過したというところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。また廃止してから、その後町民からの苦情はなかったのかお伺いたします。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。これを廃止するときには、地元公民館長、あるいは地元地区民への広報とか聞き取りをいたしまして、反対がないということで廃止

した関係もございまして、特段今のところ御意見等は寄せられておりません。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。町内巡回バスは4コースありますが、土曜日とか日曜日に運行しないのはなぜでしょうか、土曜、日曜日に運行すれば温泉への集客が見込まれるのではないかと伺いたします。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。日曜日については、これ一番最初から運行をしておりません。土曜日の運行につきましては、先ほど廃止しました小並の関係もあって、5路線間ありますので、その関係があって、土曜日でもローテーションの関係で運行しておったんですが、19年度廃止することによって、土曜日の運行をとりやめたという事実がございます。この見直しにつきましては、経費節減を目標にしておったというのがまずございまして、平日のみの運行にすれば委託料も下がるのではないかとというのが一番の要因でございます。変更前とその後ということになると、利用者数で見ますと前後で1万人程度ということで推移をしておりまして、特段土曜日を運休したことによって、その利用者数が減ったということはないというふうに今のところ判断をしております。今後も、利用者から土日の運行を特段要望が多数寄せられれば、検討せざるを得ないかなと思うんですが、その場合は、先ほど申しました全体的な公共交通機関のあり方等も含めた上での検討で今後も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。東児湯観光ネットの観点から、各町のコミュニティバスを町境で接続して、他の市町村へ移動できる手段を確保するような働きかけをすることは考えていないのかお伺いたします。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。以前といたしますか、西都・児湯広域市町村圏協議会というのがありますが、その中のバス部会の中で、観光客を呼び込む方策として、各町の温泉、これ各町、4つですか、その温泉と各町の観光スポットを結んで、それを巡回するバスを運行できないかという検討を行ったという経緯はございますが、その路線の設定とその費用の負担のあり方等について、答えが出なかったといたしますか、広域圏での運行はやっぱり難しいという結論に至ったという経緯はございます。その際の各町でコミュニティバス、先ほど質問でもございましたが、そのバスをつないで、どこかで接続させてという話もあったようでございますが、当時については高鍋町と木城町と都農、今川南が走っておりますが、その3町しか運行しておらないということで、これを全部つなぐことはできないということで、見送った経緯がございます。

それと、各町のコミュニティバスを有効に利用したらということもございますけども、先ほど答弁いたしましたとおり、日曜日の運行の関係、それと運行時間の違い、また、バスを接続するときの場所の確保等を一概に一遍に解決できるというにはちょっと多数の課

題がございます。公共交通の路線確保の一つの手段ということで、今のところ宮交路線のバス運行をやっているという状況もございます関係上、これについては各町の意見が出そろうって、そういう方向性をみんなで探ろうということになった中で検討していくということになるかと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。西都線の3路線について、見直しの手段の一つとして実態調査をやる考えはないのかお伺いいたします。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。先ほどの答弁の中でも、県のこの廃止路線代替バスに対する補助の考えが、ことしになってちょっと厳しくなっているというお話はさせていただきましたが、実態調査自体を町単独ですというのはちょっと難しいといえますか、3町を走っておりますので、高鍋の分を高鍋だけでということになりませんので、そういう調査の必要性というのは、バス対策協議会のほうで今そういう話をしておりますが、これについても、実際上宮交さんのバスということになりますので、宮崎交通の協力を得ながら利用者の状況調査等のアンケートをしていくということになるかと思っております。その分については、今後そういう調査をする方向になるというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。3路線のうち三納代経由の路線は廃止してもよいのではないかと、お伺いしたいんですけど。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。現在、バス路線の必要性について、関係市町村で協議を行っております。今年度中には結論が出る予定であります。その結論を待って判断をしたいと思っております。高鍋は特急がとまりますので、三納代のほうから西都に向けて帰られる方とか、私は宮崎交通にいつも申しておるんですけど、なかなかこれがまだやられてないんですが、連絡をしてその時間帯のバスがあるようですので、それを汽車が来て発車するような、乗せて、そういうことをすればもっと乗客がふえるということで私が申しておりますので、どういうふうに判断が出るかわかりませんが、それを見て判断をしていきたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。今回、木城のバス路線を利用している子供の親から、廃止すると通学の送迎をしないといけなくなり、親が負担になるので、どうかしてくださいということでしたので、質問をさせていただきました。これを機会に、バス路線について各市町村でしっかり協議していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、春成勇議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問のすべてを終わります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれで散会をいたします。

1点連絡をいたします。議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方々はお集まりをいただきたいと思います。議長室にお集まりをいただきたいと思います。

午後3時03分散会
